



東北発コンパクトシティのすすめ

持続可能な社会の実現に向けて

推進の手引き

東北発コンパクトシティ検討委員会

はじめに

東北圏（東北6県及び新潟県）は、白神山地に代表される豊かな自然に恵まれるとともに、我が国の食料基地を担う農林漁業の資源に恵まれた地域です。また、豊かな自然に育まれた東北圏には、大切に守り受け継がれている伝統的な祭りや雪文化、伝統工芸など独特の歴史・文化が残っています。

しかし、全国に比べ人口減少・少子高齢化が著しく進むことが予測される東北圏においては、地域の活力低下や財政制約などにより地域社会の存続に大きな影響が生じる可能性があります。さらに、農業を基幹産業とする市町村が多く、中小都市の周辺には広大な農地が広がる土地利用形態が多く見られ、農業の衰退が無秩序な市街地拡大の引き金となるケースもあります。

このような状況の中、持続可能な社会の実現のためには、拡大型のまちづくりを見直し、都市と農山漁村地域との有機的な共生を図った、コンパクトなまちづくり（東北発コンパクトシティ）に取り組むことが、これまで以上に重要になっています。

そのため、都市計画や農業を専門とする学識者の他、東北7県の都市計画担当者、国の関係機関で構成する「東北発コンパクトシティ検討委員会」を平成20年11月に設立し、東北圏の特性に配慮したコンパクトシティの考え方やその進め方について議論を重ねてきました。

この東北発コンパクトシティは、中小規模の市町村が取り組むことができ、農山漁村地域や近隣市町村を含めた多様な主体との連携によって形成されるものであります。

そのため、取り組みにあたっては、地域住民や多様な関係機関の参加・連携が不可欠であり、なおかつ、計画から実現まで長い時間を要するため、時間軸に沿ってできるところから着手し、少しずつ進めることが大事です。

コンパクトシティの実現に向けては、人口10万人以上の比較的規模の大きな都市を中心に、必要性の認識が高まってきましたが、中小規模の市町村までは必ずしも浸透していない状況です。

そこで、本書はこれまで検討した結果をもとに、東北圏の市町村や住民に対して、まちづくりの参考となるよう、「東北発コンパクトシティのすすめ」として取りまとめたものです。これが、今後のまちづくりの取り組みの一助になれば幸いです。

平成21年3月

東北発コンパクトシティ検討委員会 委員長
弘前大学 教授
北原 啓司

目次

「東北発コンパクトシティのすすめ」の構成.....	1
---------------------------	---

第1部 理念編

1. 東北圏における「コンパクトシティ」の検討の背景.....	6
1.1 持続可能な社会に向けて.....	6
1.2 東北圏でコンパクトシティに取り組む上での視点.....	7
1) 拡大型のまちづくりから「コンパクト」で質の高いまちづくりへ.....	9
2) 都市の周辺に広がる農山漁村地域への配慮.....	11
3) 中小規模の市町村が分散する地域構造への配慮.....	12
2. 東北発コンパクトシティ.....	13

第2部 実践・事例編

3. 実現に向けた取り組み.....	17
3.1 取り組みの進め方.....	17
3.2 重点的に取り組む施策.....	19
1) 秩序ある市街地の形成.....	21
2) 街なか居住の推進.....	22
3) 街なかの都市機能の強化.....	23
4) 市街地内の快適な移動の確保.....	25
5) 農地を守る集落機能の強化.....	27
6) 多様な主体による農地の有効利用.....	29
7) 都市機能の相互補完.....	31
3.3 取り組み事例.....	33

参考編

関連する法制度の一覧.....	59
-----------------	----

「東北発コンパクトシティのすすめ」の構成

第1編 理念編

1. 東北圏における「コンパクトシティ」の検討の背景

1.1 持続可能な社会に向けて

持続可能な社会を構築するため、東北圏の特性に配慮した中小規模の市町村でも取り組めるコンパクトなまちづくりが必要である。

1.2 東北圏でコンパクトシティに取り組む上での視点

視点①:

拡大型のまちづくりから「コンパクト」で質の高いまちづくりへ

- 全国一の人口減少率
- 少子高齢化の急速な進行
- 豪雪地帯での暮らし
- 低密度に広がる市街地
- 郊外化が進む公共公益施設
- 公共交通の利用離れ

視点②:

都市の周辺に広がる農山漁村地域への配慮

- 市街地周辺に点在する農業集落
- 急増する耕作放棄地

視点③

中小規模の市町村が分散する地域構造への配慮

- 求心性を有する中小規模の市町村
- 厳しい自治体財政

2. 東北発コンパクトシティ

2.1 東北発コンパクトシティの考え方

都市の周辺に広がる農山漁村との有機的な共生を図り、近隣市町村と都市機能を補完しあうコンパクトシティ(都市像)

2.2 基本方針

1) 個々の市町村におけるコンパクトなまちづくり



2) 都市と農山漁村地域の連携

3) 近隣市町村間の連携

第2編 実践・事例編

3. 実現に向けた取り組み

3.1 取り組みの進め方

東北発コンパクトシティを実現するため、住民や市町村、県、国などの役割を認識し、多様な主体が連携して取り組むことが必要である。

3.2 重点的に取り組む施策

1) 秩序ある市街地の形成

2) 街なか居住の推進

3) 街なかの都市機能の強化

4) 市街地の快適な移動の確保

5) 農地を守る集落機能の強化

6) 多様な主体による農地の有効利用

7) 都市機能の相互補完

3.3 取り組み事例

事例: 福島県三春町

事例: 新潟県妙高市

事例: 岩手県北上市
事例: 山形県鶴岡市

事例: 青森県五戸町
事例: 青森県黒石市

事例: 山形県飯豊町
事例: 宮城県登米市

事例: 秋田県小坂町
事例: 福島県喜多方市

事例: 新潟県長岡地域
事例: 岩手県花巻市

第1部 理念編

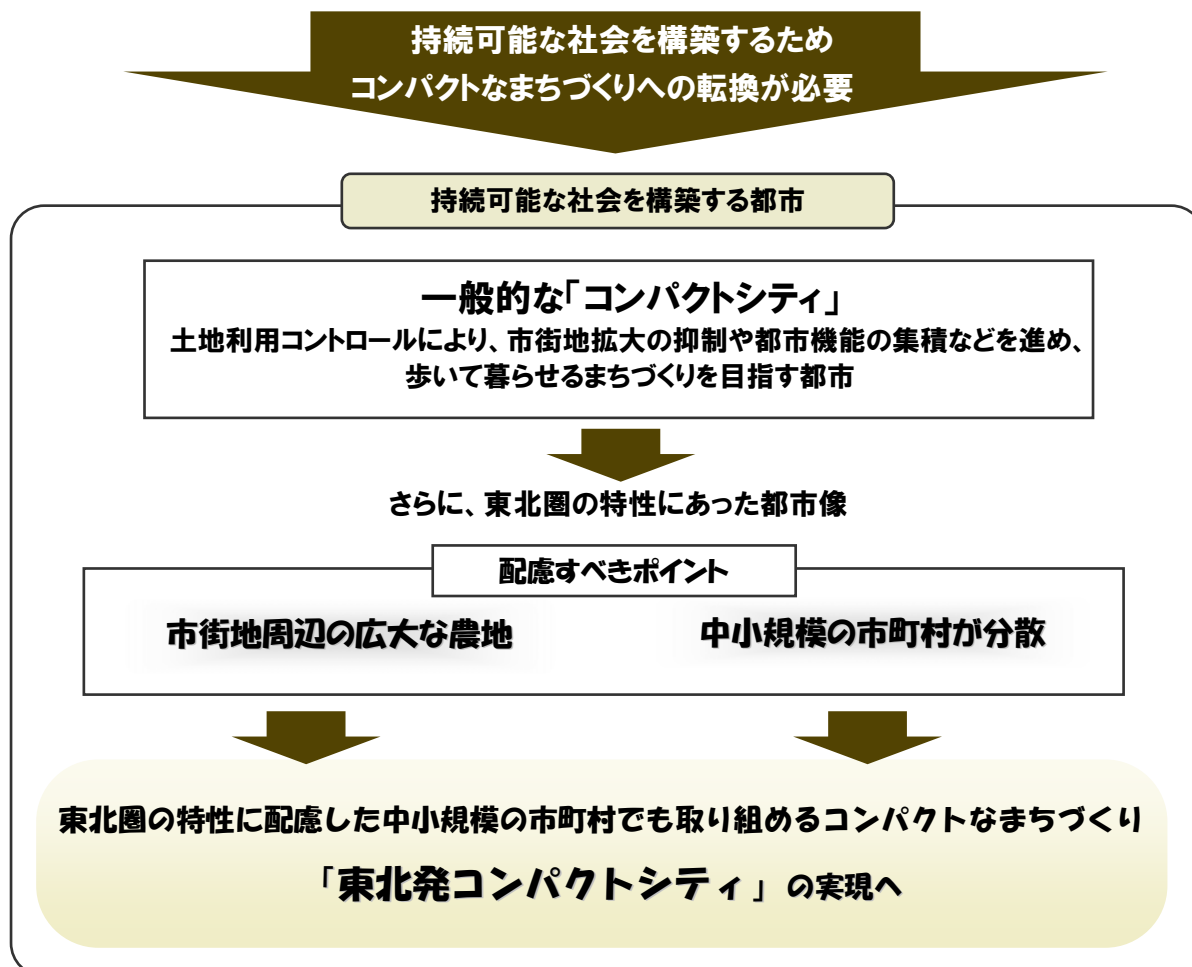
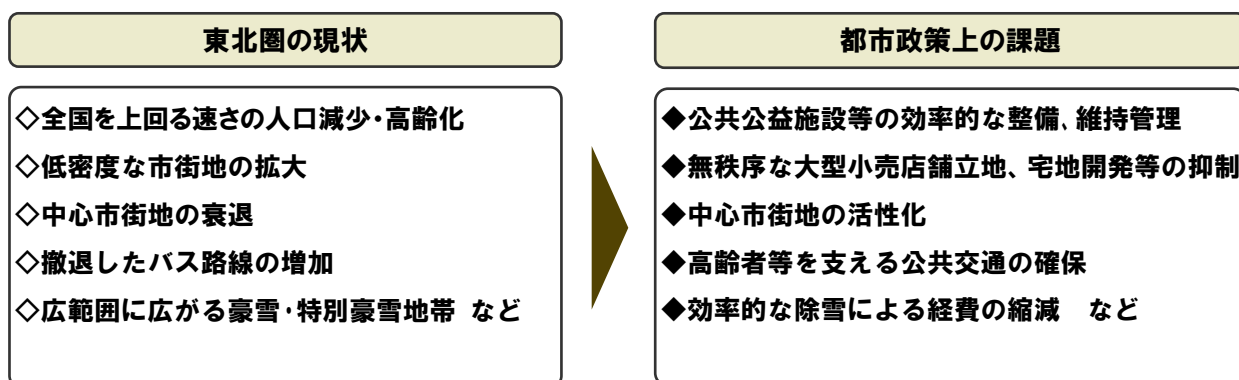
1. 東北圏における「コンパクトシティ」の検討の背景

1.1 持続可能な社会に向けて

人口減少や少子高齢化など刻々と変化する社会経済潮流のなか、社会・環境・経済などのバランスを保ちながら、より効率的で持続可能な社会を構築していくことが重要となります。

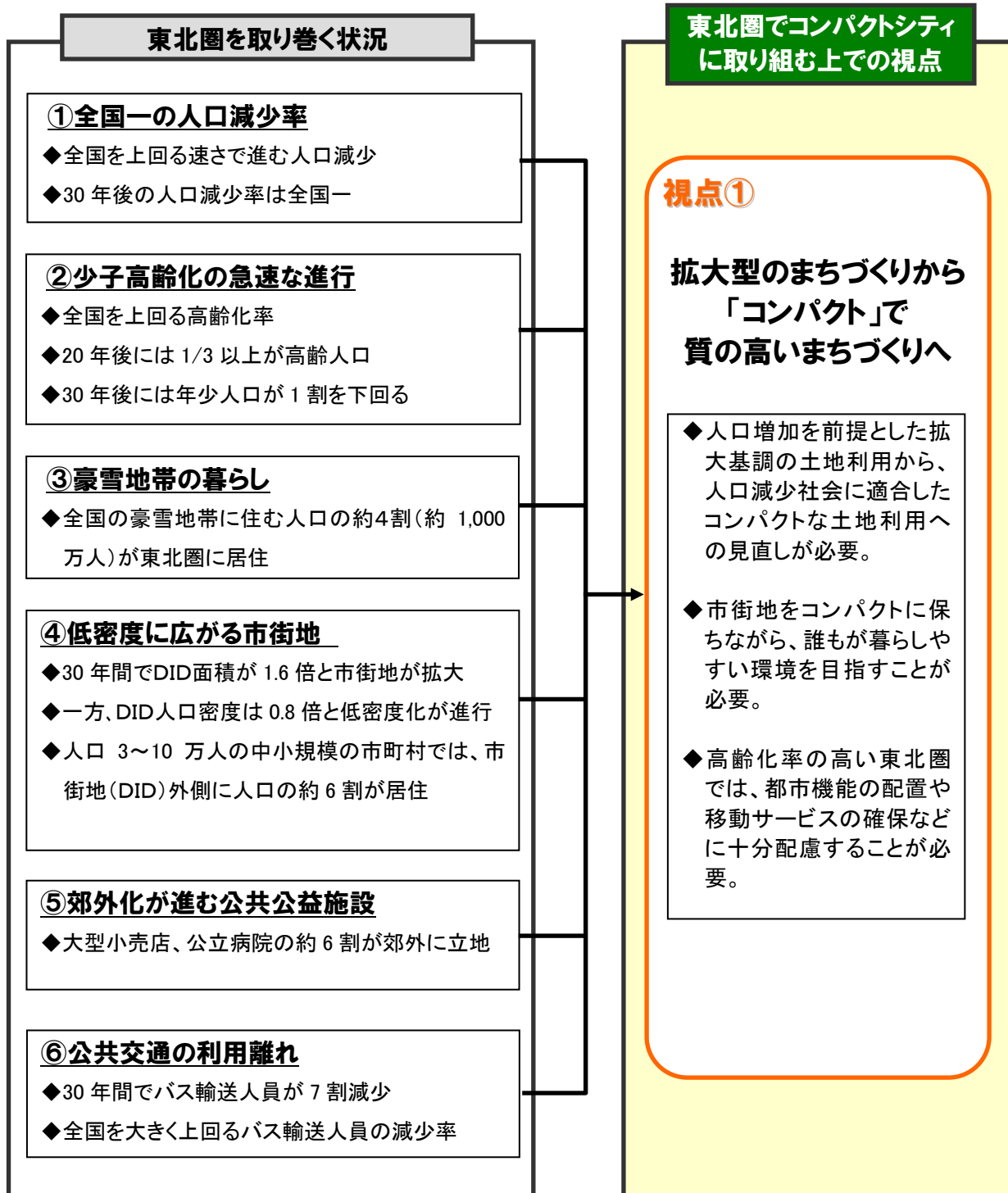
そのため、都市政策においてはこれまでの右肩上がりの成長を前提とした拡大型のまちづくりを見直し、コンパクトなまちづくりへの転換が必要となります。

中小規模の市町村などすべての市町村が取り組むことができる、東北圏の特性に配慮した「東北発コンパクトシティ」を発信し、実現させていくことが必要です。

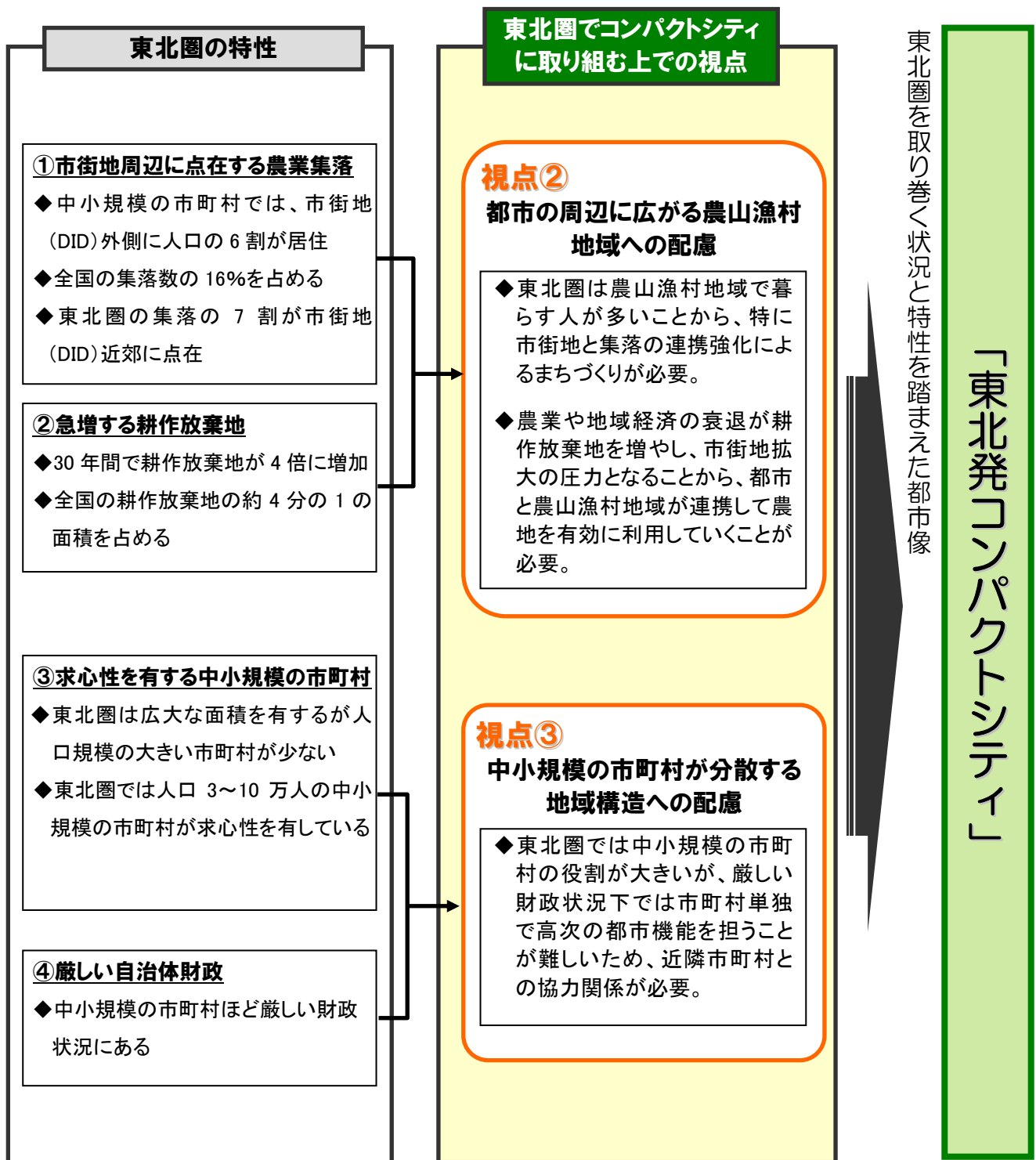


1.2 東北圏でコンパクトシティに取り組む上での視点

東北圏では、全国を上回る速さで人口減少が進んでいることや、多くの地域が豪雪地帯に指定されるなどの地域特性を有しています。このような特性を踏まえ、東北圏で「コンパクトシティ」に取り組むにあたっては“3つ視点”があげられます。



※人口集中地区(DID)・・・人口密度が1平方キロメートル当たり4,000人以上の基本単位区等が市区町村の境域内で互いに隣接し、それらの隣接した地域の人口が国勢調査時に5,000人以上を有する地域



東北圏の特性

①市街地周辺に点在する農業集落

- ◆ 中小規模の市町村では、市街地 (DID) 外側に人口の 6 割が居住
- ◆ 全国の集落数の 16% を占める
- ◆ 東北圏の集落の 7 割が市街地 (DID) 近郊に点在

②急増する耕作放棄地

- ◆ 30 年間で耕作放棄地が 4 倍に増加
- ◆ 全国の耕作放棄地の約 4 分の 1 の面積を占める

③求心性を有する中小規模の市町村

- ◆ 東北圏は広大な面積を有するが人口規模の大きい市町村が少ない
- ◆ 東北圏では人口 3~10 万人の中小規模の市町村が求心性を有している

④厳しい自治体財政

- ◆ 中小規模の市町村ほど厳しい財政状況にある

東北圏でコンパクトシティに取り組む上での視点

視点②

都市の周辺に広がる農山漁村地域への配慮

- ◆ 東北圏は農山漁村地域で暮らす人が多いことから、特に市街地と集落の連携強化によるまちづくりが必要。
- ◆ 農業や地域経済の衰退が耕作放棄地を増やし、市街地拡大の圧力となることから、都市と農山漁村地域が連携して農地を有効に利用していくことが必要。

視点③

中小規模の市町村が分散する地域構造への配慮

- ◆ 東北圏では中小規模の市町村の役割が大きいが、厳しい財政状況下では市町村単独で高次の都市機能を担うことが難しいため、近隣市町村との協力関係が必要。

東北圏を取り巻く状況と特性を踏まえた都市像

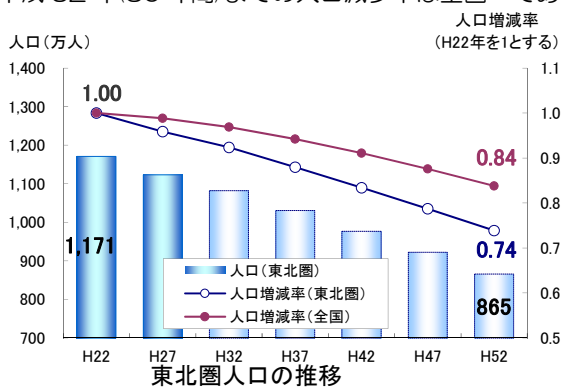
「東北発コンパクトシティ」

視点1 拡大型のまちづくりから「コンパクト」で質の高いまちづくりへ

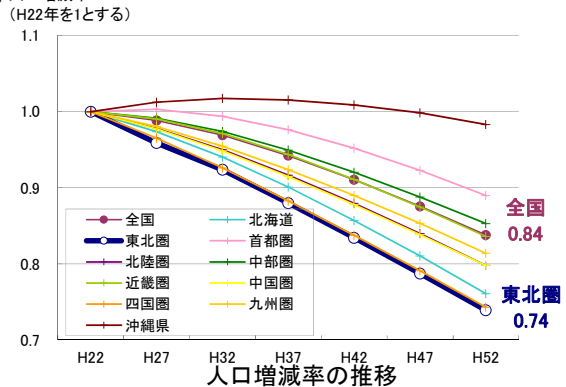
- それぞれの市町村が、これまでの低密度な市街地の拡大や公共施設等の郊外化等を見直し、人口減少の進行等を踏まえたコンパクトなまちづくりに取り組むことが必要です。
- 東北圏の特性を踏まえた土地利用コントロールや公共交通の利用促進などにより、快適で住みよいまちづくりを展開していくことが必要です。

①全国一の人口減少率

- ◆全国を上回る速さで人口減少が進んでいる。
- ◆平成52年(30年間)までの人口減少率は全国一である。



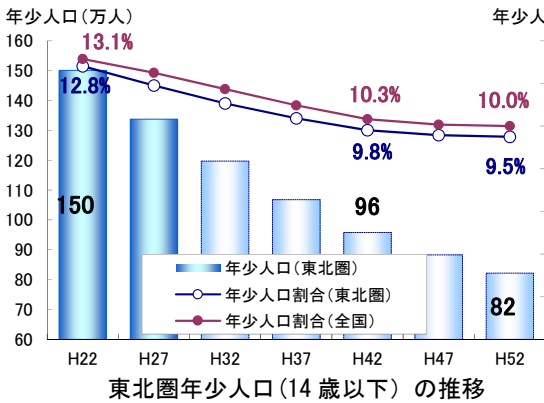
(資料：平成22年国勢調査、人口問題研究所)



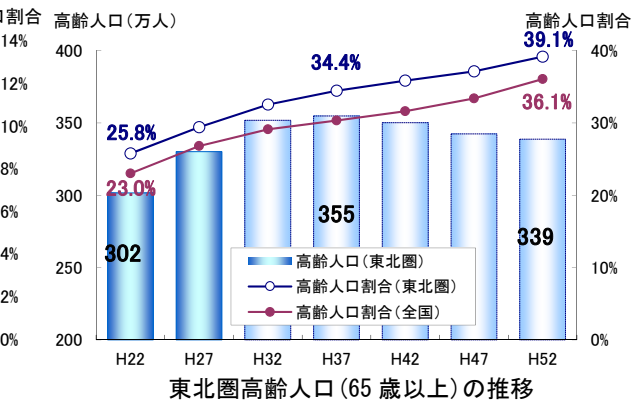
(資料：平成22年国勢調査、人口問題研究所)

②少子高齢化の急速な進行

- ◆少子化の進行により、平成42年には年少人口が1割を下回ると予想されている。
- ◆全国を上回る高齢化の進行により、平成37年には3人に1人が65歳以上となると予想されている。



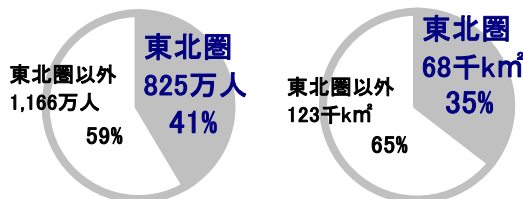
(資料：平成22年国勢調査、人口問題研究所)



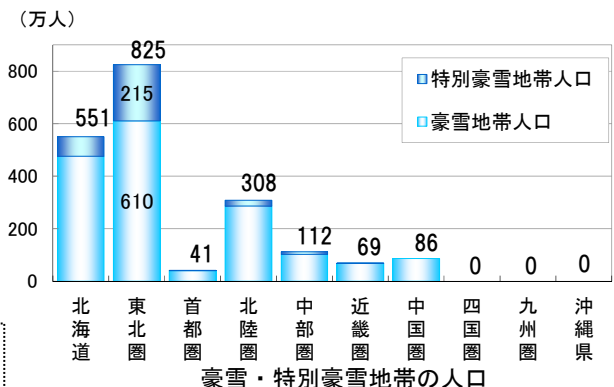
(資料：平成22年国勢調査、人口問題研究所)

③豪雪地帯での暮らし

- ◆東北圏には全国の豪雪・特別豪雪地帯に住む人口の約4割を占める約800万人が居住している。



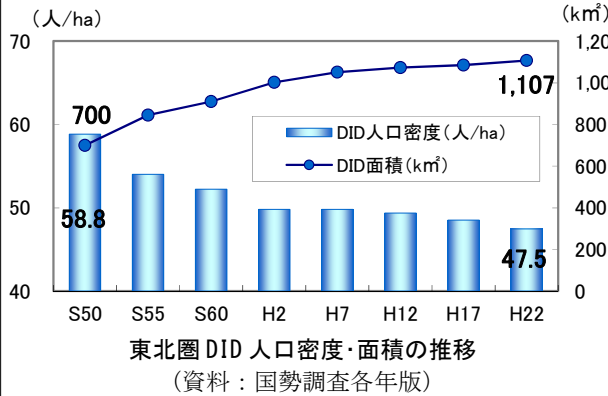
*豪雪・特別豪雪地帯：国土数値情報（H22年豪雪地帯統計情報）より集計
 *人口：国土数値情報（H22年国勢調査）
 *面積：国土数値情報のシェープデータにおける面積



(資料：国土数値情報（H22年豪雪地帯統計情報）)

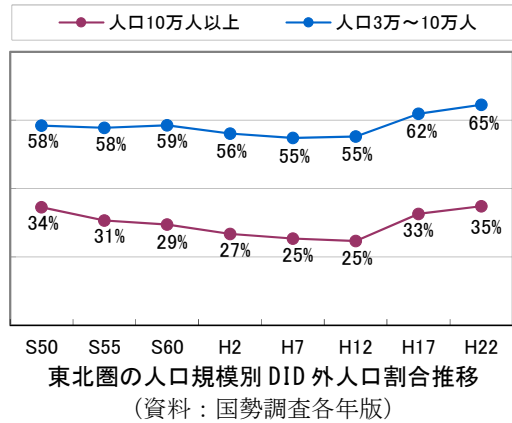
④低密度に広がる市街地

◆昭和50年から平成22年までの35年間でDID面積が1.6倍、DID人口密度が0.8倍となり低密度に市街地が拡大している。



◆人口3~10万人の中小規模の市町村では、DID外に人口の約3分の2が居住している。

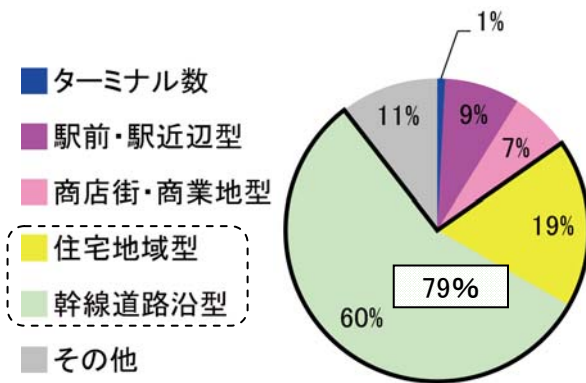
東北圏の人口規模別DID外人口割合の推移



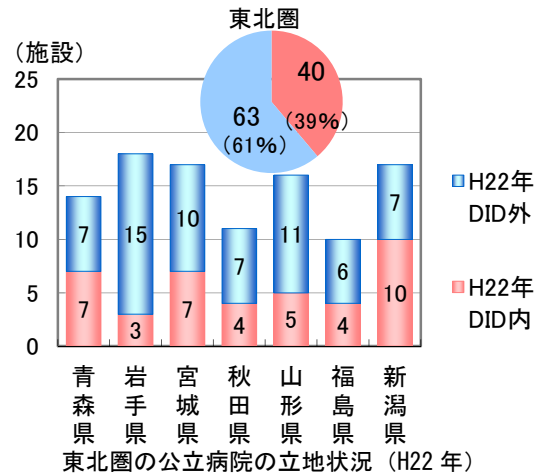
*DIDを有する市町村のみで集計
*調査当時の市町村単位で集計

⑤郊外化が進む公共公益施設

◆大型小売店(店舗面積>1000㎡)の約7割が郊外に立地している。



◆公立病院の約6割が、DID外に立地している。

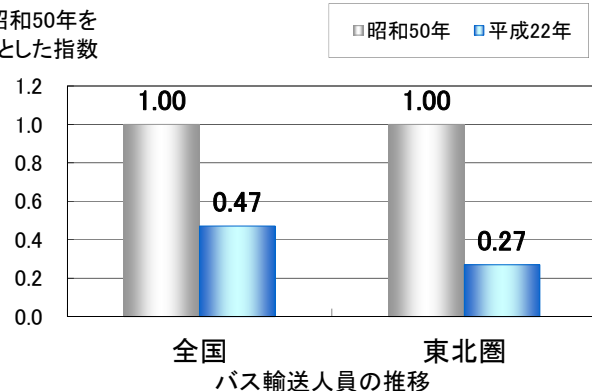


*平成22年DIDを有する市町村のみで集計
*公立病院：国土数値情報(H22医療機関データ)
*人口集中地区：国土数値情報(H22国勢調査)

⑥公共交通の利用離れ

◆昭和50年から平成22年までの35年間で、バス輸送人員が7割減少し、全国の5割を大幅に上回る。

昭和50年を1とした指数

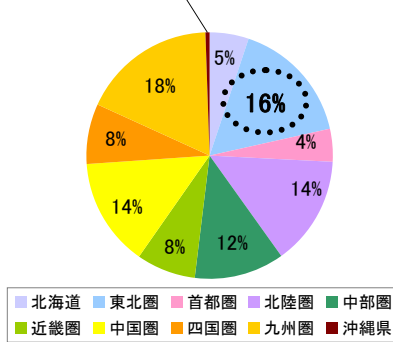


視点2 都市の周辺に広がる農山漁村地域への配慮

- 東北圏では、都市の周辺に広がる農山漁村地域に多くの人暮らししていることから、都市と農山漁村地域を一体的に捉え、相互の連携により共生を図っていくことが必要です。
- 東北圏は農業を基幹産業としている地域が多く、全国の米の生産基地として重要な役割を担っています。しかし、農業就業者の不足や高齢化等により耕作放棄地が増大しており、農地を含めた土地利用コントロールが必要です。

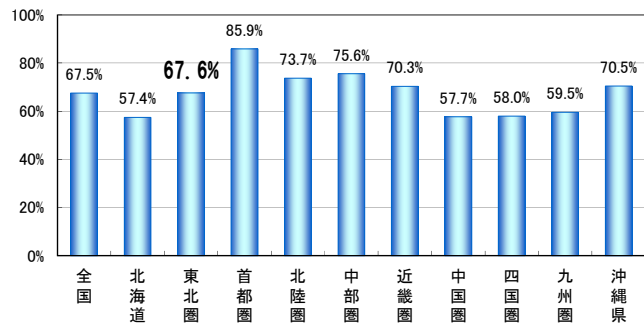
①市街地周辺に点在する農業集落

◆東北圏の集落数は全国の16%を占めており、九州圏に次いで多い。1%



(資料：2010 農林業センサス)

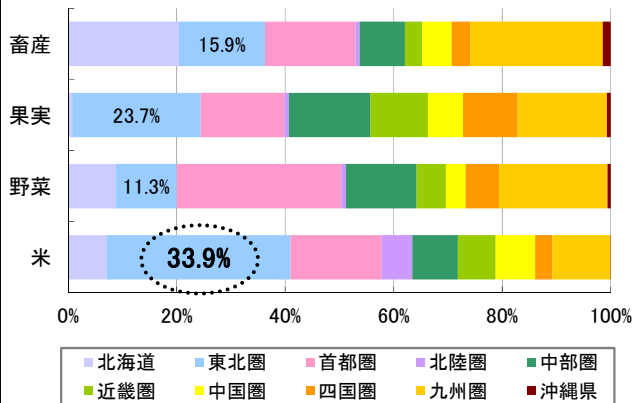
◆東北圏の集落の約7割が、DIDまで30分で移動できる距離にあり、市街地近郊に分布している。



(資料：2010 農林業センサス)

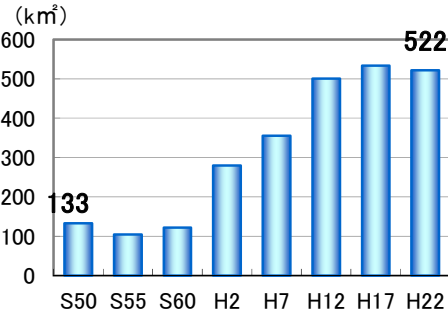
②急増する耕作放棄地

◆東北圏の農業は米作に特化し、全国の米の生産額の約3割を占める。

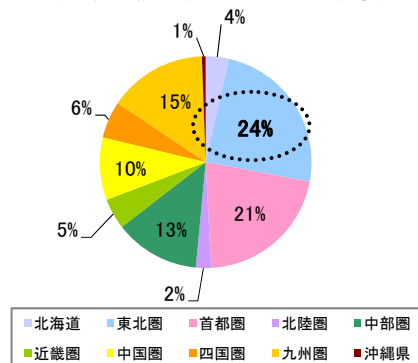


(資料：平成24年農林水産統計)

◆東北圏の耕作放棄地の面積は35年間で4倍に増加し、全国の24%を占める。



(資料：農林業センサス各年版)



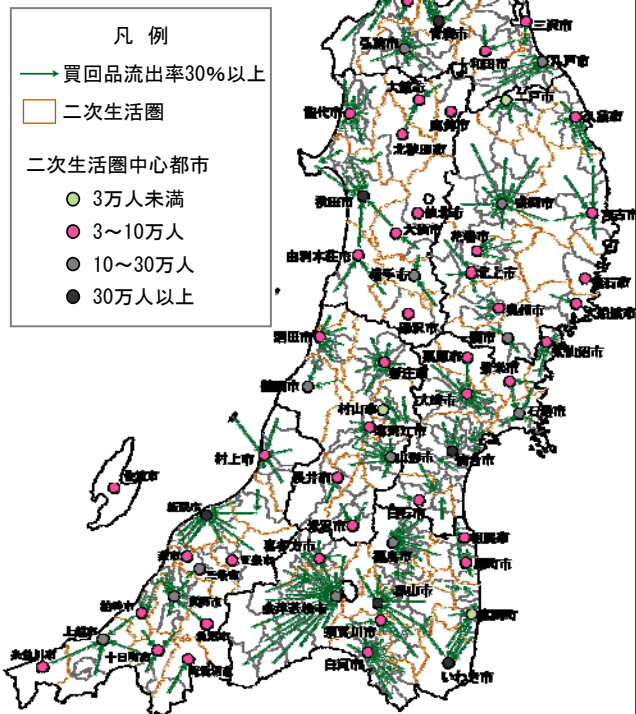
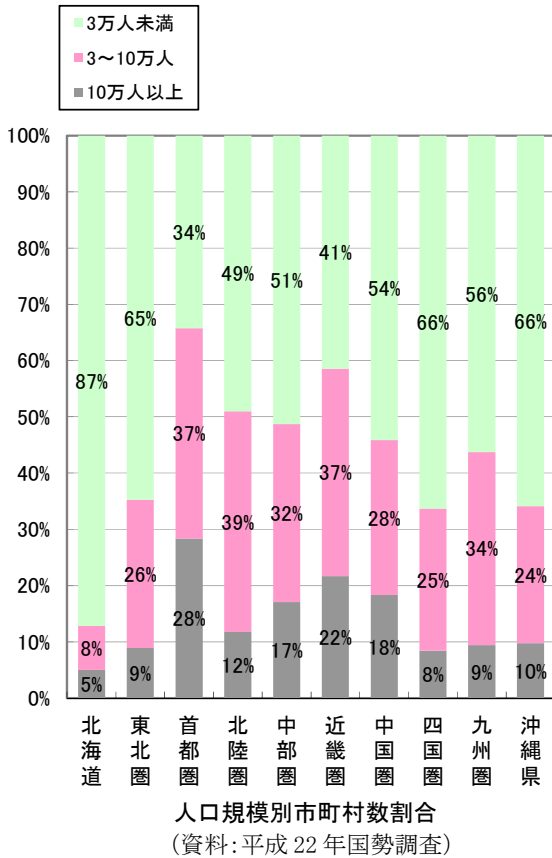
(資料：2010 農林業センサス)

視点3 中小規模の市町村が分散する地域構造への配慮

- 東北圏は広大な面積を有していますが、10万人以上の規模の大きい市町村は少なく、3~10万人程度の中小規模の市町村が多く分布しています。
- 厳しい財政状況が続くなか、市町村単独で高次の都市機能を担うことは難しいため、市町村間が連携してまちづくりに取り組むことが必要となります。

① 求心性を有する中小規模の市町村

◆ 東北圏は人口規模の大きい市町村が少なく、人口3~10万人の中小規模の市町村が地域の中心的な役割を担っている。

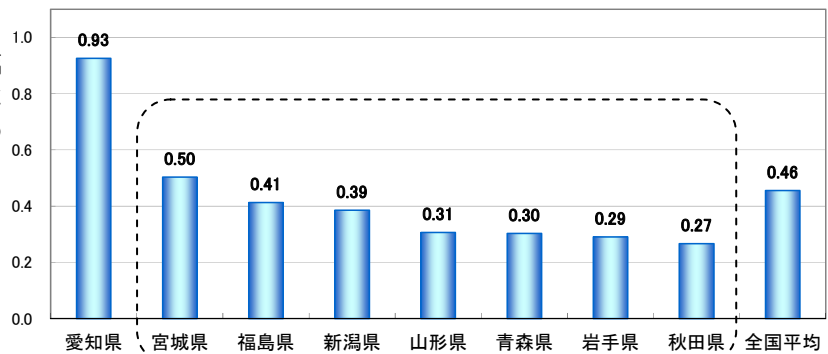


買物流動（買回り品流出率30%以上の流動）
（資料：消費購買動向調査）

*調査時期：平成15年度（岩手県・山形県・福島県）、平成16年度（秋田県・新潟県）、平成17年度（宮城県）、平成18年度（青森県）

② 厳しい自治体財政

◆ 東北圏の財政力指数は全国一位の愛知県と比較すると大幅に低く、全国平均を上回るのは宮城県（全国17位）のみである。



東北圏の都道府県別の財政力指数
（資料：平成24年度都道府県決算状況調（総務省））

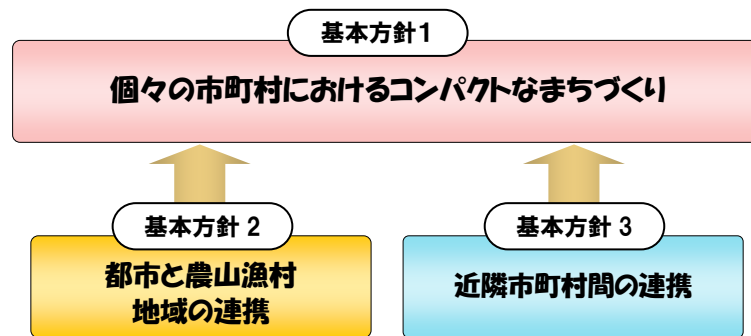
2. 東北発コンパクトシティ

「東北発コンパクトシティ」は、持続可能な社会を構築するため、東北圏の特性を踏まえた都市像であり、東北圏のすべての市町村が目指すことが求められます。

東北発コンパクトシティの考え方は、東北圏に広く分布する中小規模の市町村が取り組むことを想定したのですが、県庁所在地のような規模の大きい市町村でも十分活用できるものです。

東北発コンパクトシティの考え方

都市の周辺に広がる農山漁村地域との有機的な共生を図り、近隣市町村と都市機能を補完しあうコンパクトシティ(都市像)



基本方針1 個々の市町村におけるコンパクトなまちづくり

●それぞれの市町村が、東北圏の伝統文化や地域性豊かな景観などを活かしながら、**市街地の計画的な土地利用のコントロールと適正な都市機能の配置**により、魅力的かつ利便性の高い空間を創出する。

- ・ 中心部では、快適な移動の確保に合わせて、段階的に都市機能の強化を進め、多様な生活ニーズに対応できる都市空間の形成を図る。
- ・ 郊外部では、市街地の無秩序な拡散を抑制するとともに、土地や建物を有効に活用しながら、ゆとりある居住空間への再生を図る。

基本方針2 都市と農山漁村地域の連携

●都市と農山漁村地域の相互において**土地利用の整合**を図り、水・緑豊かな環境に囲まれた市街地を形成する。

- ・ 豊かな自然や農地を担う農山漁村地域の集落を支えるため、市街地と集落を結ぶ交通ネットワークの強化や経済循環の活性化を図る。
- ・ 農山漁村地域の固有の行事や祭り、グリーンツーリズムなどによる交流を深め、多様な主体の参画により優良な農地や自然の保全及び有効活用を図る。

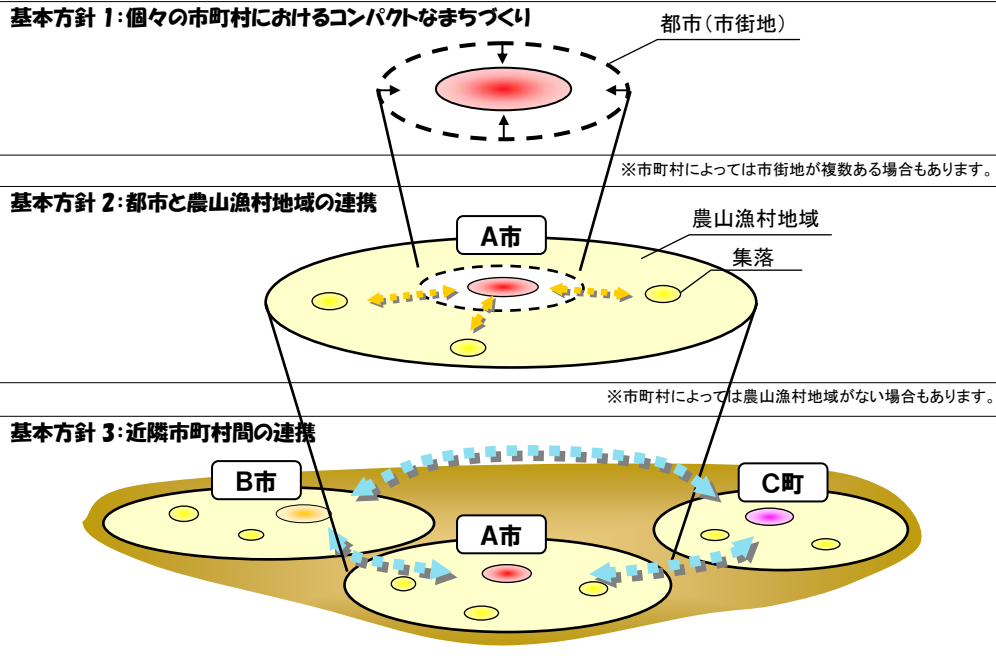
基本方針3 近隣市町村間の連携

●基礎的な都市機能を強化しつつ、より高次な都市機能については**近隣市町村と補完し合うこと**で、効率的にサービスを提供する。

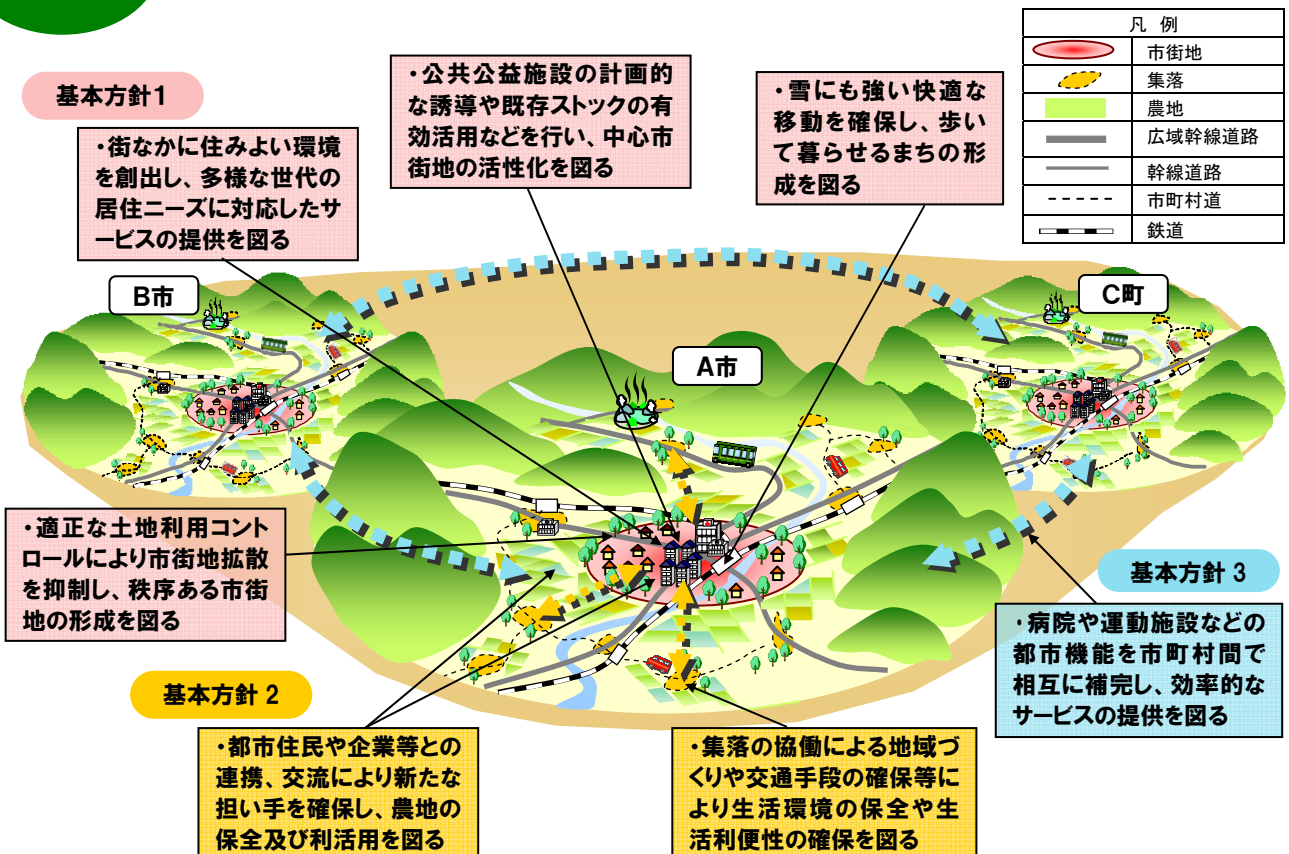
- ・ 近隣市町村間における都市機能の分担・連携を促進するため、広域的な土地利用と交通ネットワークの構築を図る。

※中小規模の市町村を想定(ただし考え方は大都市でも活用可能)

概念図



イメージ図



第2部 実践・事例編

3. 実現に向けた取り組み

3.1 取り組みの進め方

東北発コンパクトシティの実現に向けては、住民や市町村、県・国などがそれぞれの役割を認識し、多様な主体が連携して取り組みを進めていくことが必要です。

それぞれの主体が理解を深め、各市町村の都市像を共有し、取り組みの熟度に応じて一步一步進め、小さな成功を積み重ねていくことが必要です。

役割分担と進め方のポイント

①住民・NPO・大学等

- 住民・NPO・大学等は、多様化する地域課題を認識し、身近なまちづくりに取り組む主体として、できるところ、小さいところから取り組みを進めていく。

【進め方のポイント】

- ◆住民のまちづくりへの理解
- ◆NPO、大学等による支援・協力(商工会、JA、まちづくり会社、地元研究機関など)

②市町村



- 市町村は、東北発コンパクトシティを実現するため、住民等の理解を促し、庁内および近隣市町村間で連携強化を図りながら、多様な主体との協働により、段階的に取り組みを進めていく。

【進め方のポイント】

〈基本方針1：個々の市町村におけるコンパクトなまちづくり/基本方針2：都市と農山漁村地域の連携〉

- ◆庁内勉強会の実施(自市町村の分析・評価)
- ◆住民・NPO・企業等への情報発信
- ◆庁内連携強化(企画・都市・農政など部署間・首長等)
- ◆市町村における都市像の共有(東北発コンパクトシティの考え方の共有)
- ◆段階的な取り組み(やってみる⇒くりかえす⇒深める⇒拡げる)

〈基本方針3：近隣市町村間の連携〉

- ◆近隣市町村との勉強会の実施(情報交換や課題共有、政策検討等)
- ◆近隣市町村との都市機能の補完・分担

③県・国

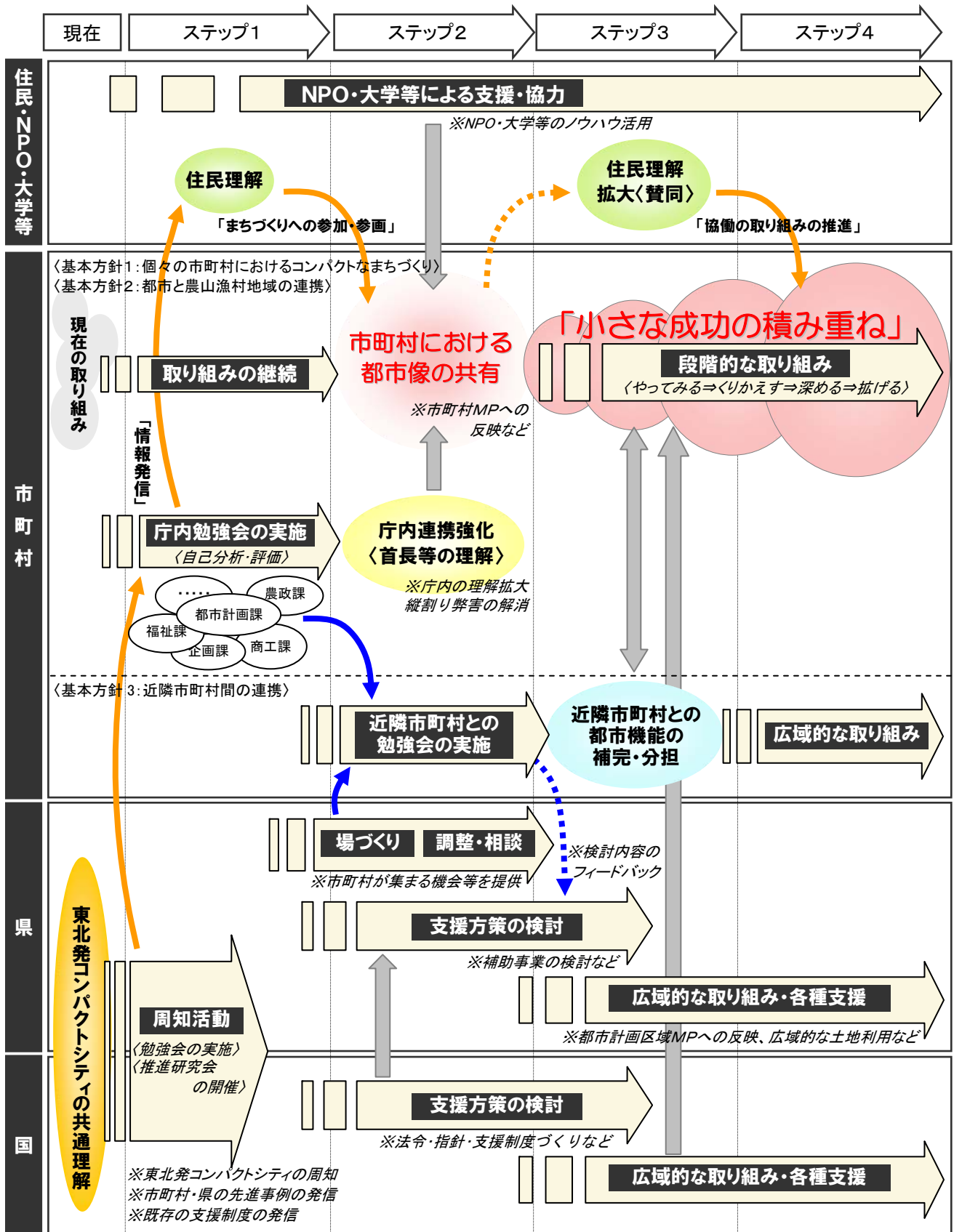


- 県・国は、東北発コンパクトシティを市町村等に周知し、地域特性を活かした市町村の取り組みに対する柔軟な支援、および広域的な取り組みを推進していく。

【進め方のポイント】

- ◆東北発コンパクトシティの共通理解
- ◆市町村等への情報発信(東北発コンパクトシティ・先進的な取り組み・支援方策等)
- ◆場づくり・調整・相談(近隣市町村間の連携支援)
- ◆支援方策の検討(法令・指針・支援制度等)
- ◆広域的な取り組み(計画づくり・事業実施等)

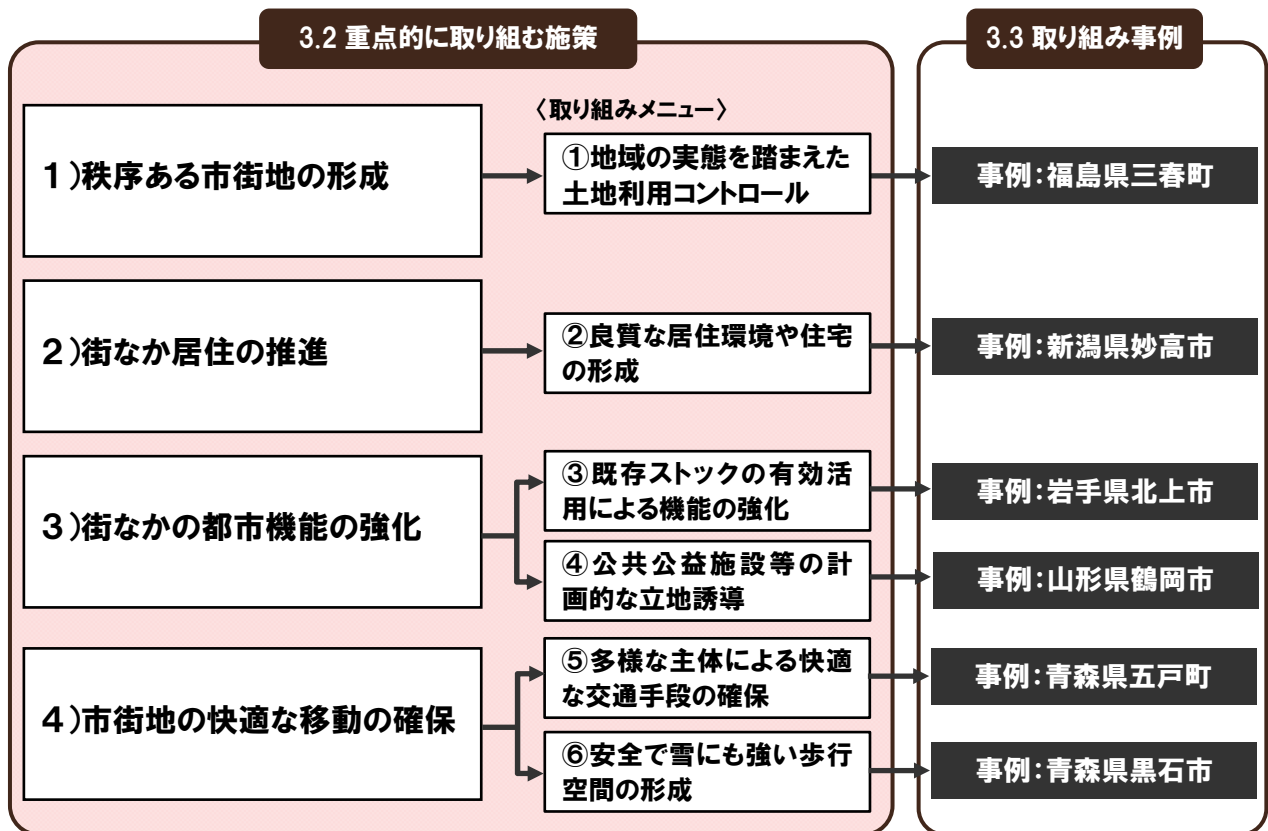
東北発コンパクトシティの実現に向けた取り組みの進め方<イメージ>



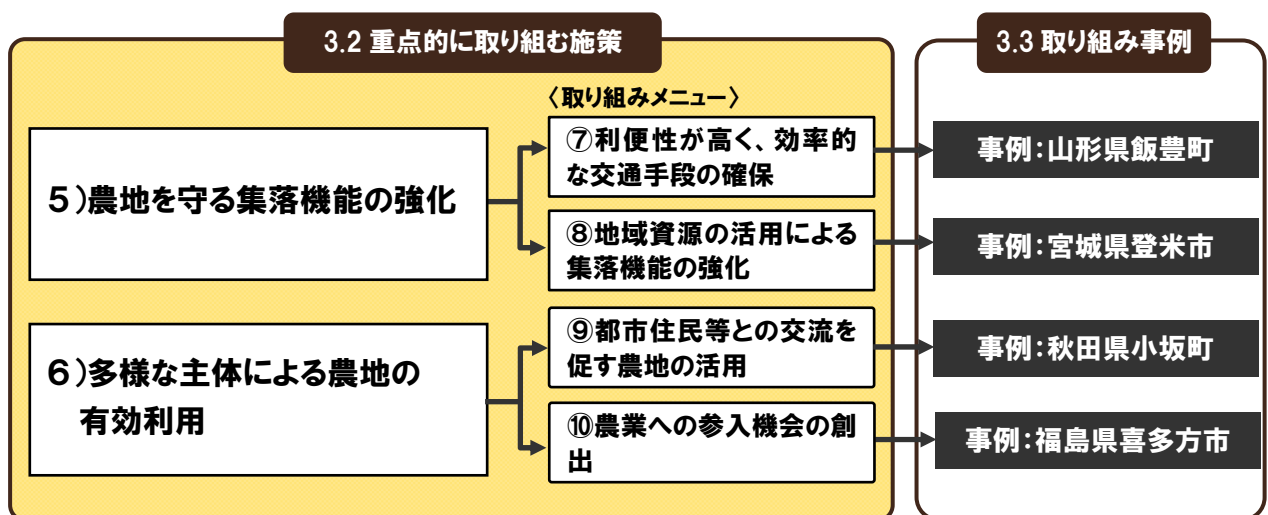
3.2 重点的に取り組む施策

東北発コンパクトシティを実現するための施策は様々ですが、「重点的に取り組む施策」として、以下の7つの施策を整理しています。さらに、これらの施策を進めるために必要な取り組みメニューを整理しています。

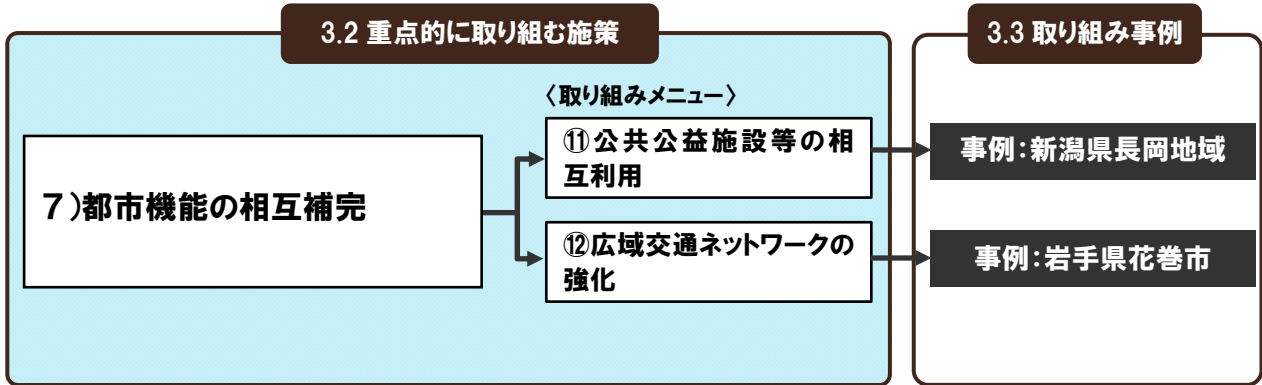
基本方針1 個々の市町村におけるコンパクトなまちづくり



基本方針2 都市と農山漁村地域の連携

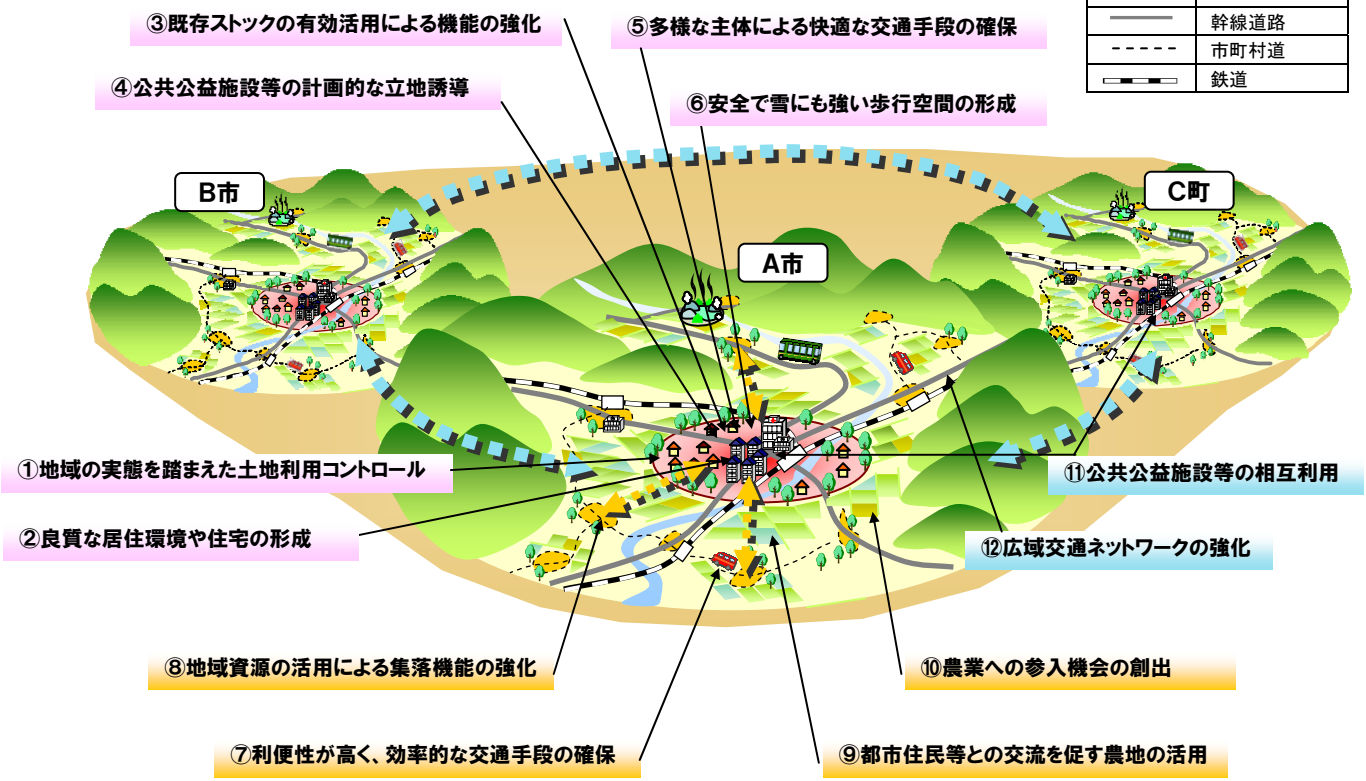


基本方針3 近隣市町村間の連携



イメージ図

凡例	
	市街地
	集落
	農地
	広域幹線道路
	幹線道路
	市町村道
	鉄道



1)秩序ある市街地の形成

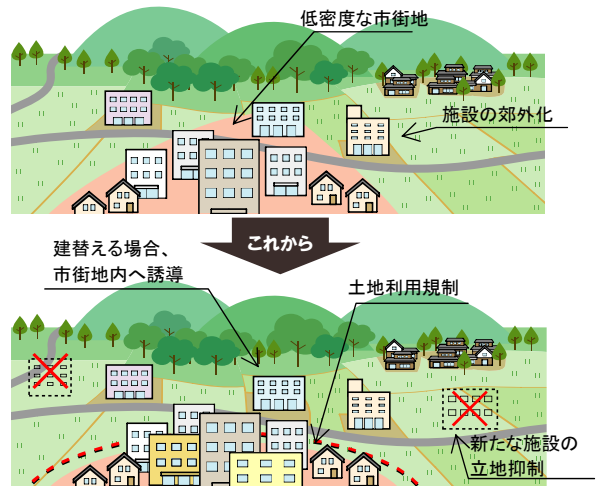
- ◆これまでの都市づくりは、右肩上がりの社会経済の成長、人口増加などを背景に市街地拡大を進めてきました。しかし、急速に人口減少が進む東北圏では、拡大してきた市街地の低密度化が進行し、空き地・空き家の増加による住環境の低下や財政負担の増加などが懸念されています。
- 今後は、無秩序な市街地の拡大を促す開発を抑制するとともに、既存市街地の適切なマネジメントにより多様なニーズへ対応し、秩序ある市街地の形成を目指す必要があります。

取り組みメニュー:「地域の実態を踏まえた土地利用コントロール」

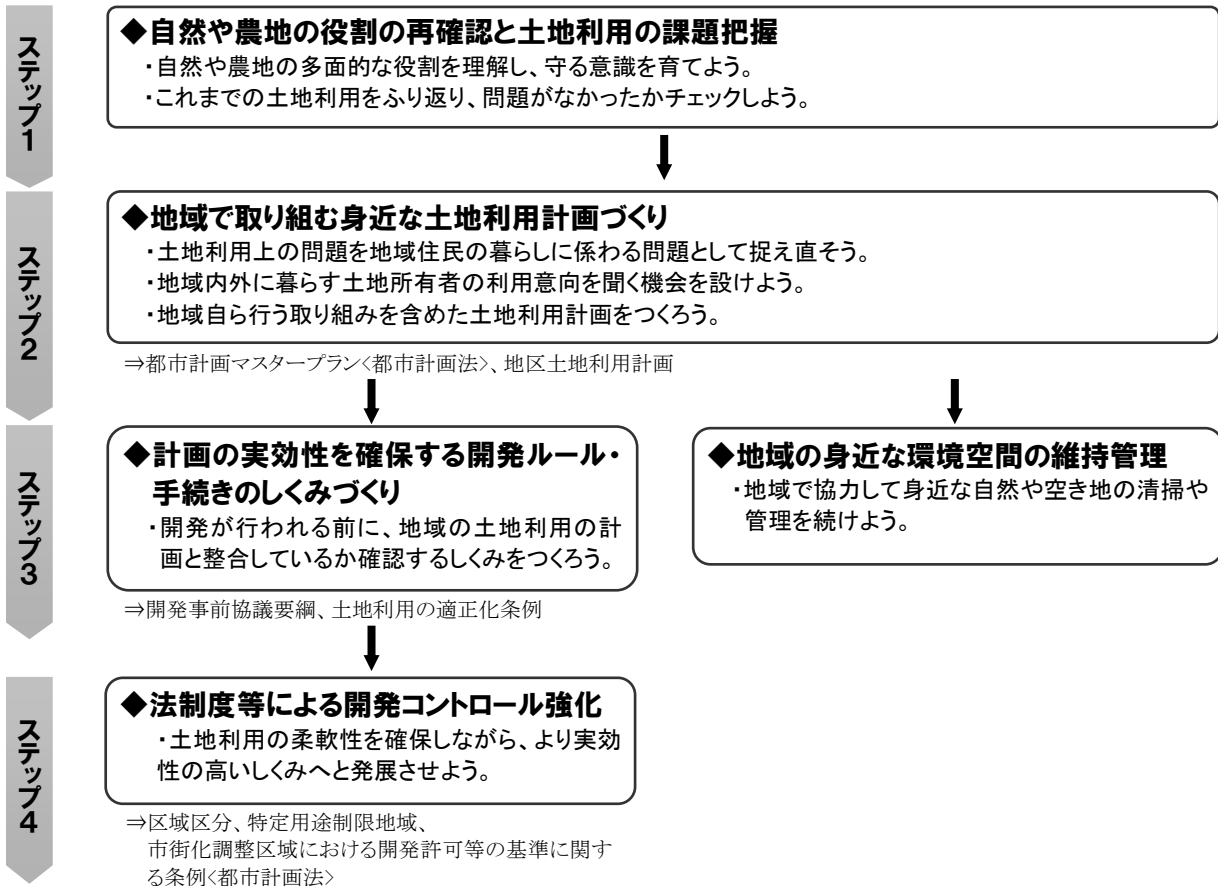
背景・課題 東北圏の市街地周辺に広がる豊かで美しい田園や山林等では、緩やかな土地利用規制、農業環境の悪化等により、農地転用が進み、虫食いの増加などが見受けられる。

⇒地形的特性や開発動向等の地域の実態を踏まえた土地利用コントロールが必要。

取り組み内容 豊かな自然や農地等の地域特性を再確認し、庁内連携と官民協働により地域自らが取り組むことができる土地利用計画づくりを行い、適切に開発を誘導していく。



「地域の実態を踏まえた土地利用コントロール」のプロセス(例)



※:⇒法令、支援制度など

2)街なか居住の推進

- ◆街なかに住みよい環境を創出することにより、商店街に賑わいがもたらされ、伝統文化が継承されるなど様々な効果が期待されます。
- 地域の風土や景観などを踏まえ、若年層から高齢者層まで多様な世代の居住ニーズに対応したサービスを地域全体で提供し、快適に住み続けられる環境づくりが必要です。

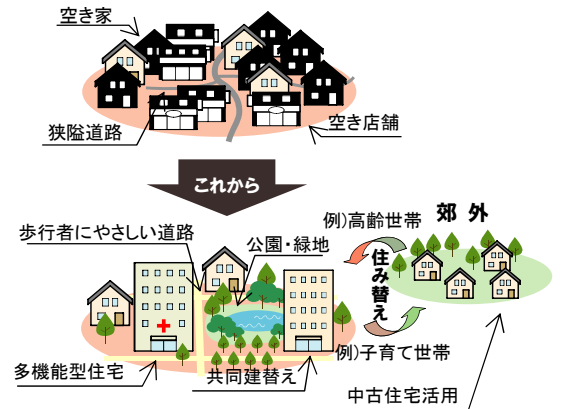
取り組みメニュー：「良質な居住環境や住宅の形成」

背景・課題 街なかでは、土地利用が商業・業務機能に特化して進められ、必ずしも住環境として快適なものではない状況が見受けられる。

⇒街なかに住み続け、そして新たな居住者の転入を促すためには、良質な居住環境の整備と住宅の形成を行っていくことが必要。

取り組み内容 街なかの居住ニーズを把握し、商業・医療・福祉・行政などの多様な都市機能の充実を図る。また、地域全体の人口バランスに配慮しながら、住み替えを支援するためのマネジメントを行っていく。

例えば、郊外の戸建て住宅に暮らす高齢世帯が街なかに住み替え、持ち家を子育て世帯に貸すことなどが考えられる。



「良質な居住環境や住宅の形成」に向けたプロセス(例)

ステップ1

◆街なかの居住ニーズと現状との違いの把握

- ・街なかの居住ニーズを調査し、現状の都市的サービスとの乖離^{かいり}などを把握しよう。
- ・街なかの居住を進めるにあたって、街なかの地権者や商店会等の関係者の意向を把握しよう。

ステップ2

◆街なかだけでなく、郊外や集落等を含めた長期的な住宅需要を見通し、街なかの特性を活かした計画づくり

- ・郊外や集落等とのバランスに配慮し、過剰供給に留意して住宅の供給計画を立てよう。
- ・住宅供給だけでなく、多様なニーズを踏まえた都市機能の強化を図ろう。

⇒住宅マスタープラン

ステップ3

◆民間活力等を活かした質の高い住宅の形成

- ・将来世代へ継承する良質で美しい街なみ形成に資する住宅形成を推進しよう。
- ・民間活力を活かして、効率的な住宅ストックの形成、管理を行おう。

⇒社会資本整備総合交付金、中心市街地共同住宅供給事業、街なか居住再生ファンド<国土交通省>

◆多様な都市機能の導入

- ・居住機能とあわせて交通機能や医療・保健・福祉機能、保育・教育機能など多様な都市機能を充実させよう。

⇒社会資本整備総合交付金、暮らし・にぎわい再生事業<国土交通省>

ステップ4

◆街なか居住の選択の支援

- ・街なかに住みたいと考えている人に対する支援を充実するなど、街なか居住を選択できるしくみをつくらう。
- ・戸建持家を活用できるしくみを検討しよう。

※：⇒法令、支援制度など

3)街なかの都市機能の強化

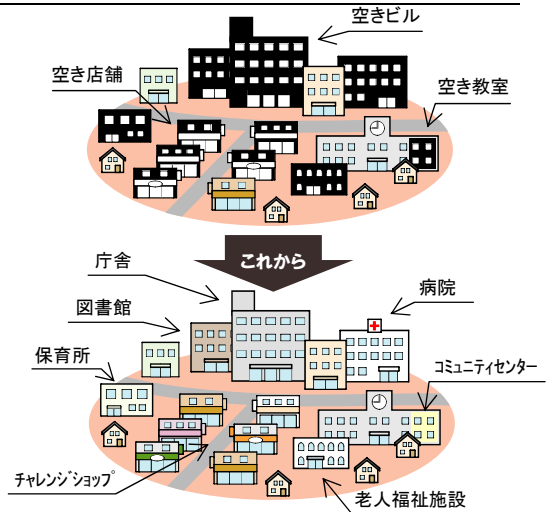
- ◆街なか（中心市街地）はその都市の顔として多くの人が行き交い、賑わいをもたらし、伝統など街なかの空洞化が続いています。
- 今後は、都市機能の郊外移転を抑制するとともに、新たな都市機能の導入や都市機能の再集

取り組みメニュー：「既存ストックの有効活用による機能の強化」

背景・課題 東北圏の中小規模の市町村においても厳しい財政状況が続いており、市街地再開発などの大規模な開発を積極的に展開していくことは難しいと考えられる。

⇒空き店舗や空きビル等の既存ストックを活用して都市機能を強化していくことが必要。

取り組み内容 活用可能な空き店舗や空きビルの情報を一元的に管理し、これらの活用に向けたしくみづくりを行い、試験的な活用を行いながら、都市機能の集積を進めていく。



「既存ストックの有効活用による機能の強化」のプロセス(例)

ステップ1

◆空き店舗、空きビルの実態の把握と情報の一元管理

- ・空き店舗、空きビルの場所や所有者の意向を把握しよう。
- ・空き店舗、空きビルを活用できるように情報を一元化しよう。
- ・賃貸借などについて誰もが相談できる窓口を設置しよう。

ステップ2

◆既存ストックを活用するしくみの検討

- ・現在の都市機能の状況を踏まえ、不足している都市機能がないか検討しよう。
- ・公共公益施設等の老朽化等により、建替えが必要となる施設がないか確認しよう。
- ・土地や建物所有者と利用者のニーズをマッチングさせる中間的な役割を担う組織をつくろう。

ステップ3

◆都市機能の暫定的な拠点として活用

- ・商店街・商工会や NPO 等と空き店舗等を活用し、アンテナショップ、チャレンジショップ、憩いの場などを提供しよう。
- ・商工会やNPO等と連携して、起業家への助言・指導などを行おう。

⇒地域商業自立促進事業費補助金、中心市街地再興戦略事業費補助金<経済産業省>

◆行政、民間活力による機能の導入

- ・行政や民間活力により、街なかに不足している都市機能を空きビルなどに導入しよう。

⇒社会資本整備総合交付金、暮らし・にぎわい再生事業<国土交通省>

ステップ4

◆都市機能の集積

- ・空き店舗の活用、建替えやリノベーションなどの再整備により都市機能の集積を進めよう。

⇒地域商業自立促進事業費補助金、中心市街地再興戦略事業費補助金<経済産業省>

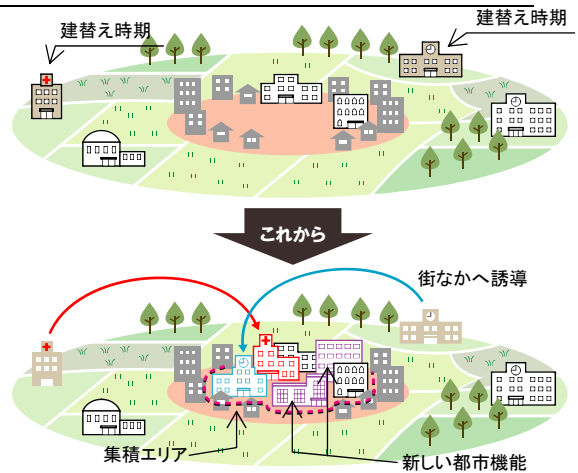
※:⇒法令、支援制度など

文化などを形成してきましたが、都市機能の郊外化の進行などにより、空き店舗の増加、定住人口の減少
 積など適正な配置を誘導し、街なかの特性を生かしながら都市機能の総合的な強化を図ることが必要です。

取り組みメニュー：「公共公益施設等の計画的な立地誘導」

背景・課題 公共公益施設等は車社会の到来などを背景に、自家用車の利便性が高く、街なかにくらべて土地の取得が容易な郊外への立地が進む傾向にある。
 ⇒街なかへ公共公益施設等を計画的に誘導していくことが必要。

取り組み内容 個別に管理されている公共公益施設を一元的に管理し、立地誘導するエリアの設定と建替え時期などを目安とした長期的な整備計画の作成により、時間軸に沿って計画的に取り組んでいく。



「公共公益施設等の計画的な立地誘導」に向けたプロセス(例)

ステップ1

◆公共公益施設等の一元管理

・各部署が所管する公共公益施設等の立地や利用状況、更新時期などを一元管理し、情報を共有しよう。

ステップ2

◆都市計画マスタープランなどによる公共公益施設等の整備の位置づけ

・経済比較だけでなく、各公共公益施設等の特性などを踏まえ、街なかへの集積の必要性を検討しよう。
 ・公共公益施設等の立地方針を上位計画等に示し、共通理解を図ろう。
 ・既存の公共公益施設の立地や公共交通などを踏まえ、集積を図るエリアを定めよう。

⇒都市計画マスタープラン(都市計画法)

ステップ3

◆時間軸を考慮した計画づくり

・多様な主体の参画を促し、集積エリアの整備方針や長期的な事業計画などを検討しよう。

⇒中心市街地活性化基本計画(中心市街地活性化法)
 ⇒地区計画(都市計画法)
 ⇒社会資本整備総合交付金、シビックコア地区整備計画(国土交通省)

◆郊外部の土地利用コントロールの実施

・公共公益施設等の郊外化を抑制するため、土地利用コントロールを行おう。

ステップ4

◆更新時期等に合わせた再集積

・街なかの都市機能は、街なかに残そう。
 ・新たな都市機能を誘導しよう。
 ・郊外の都市機能を街なかへ再集積させよう。

⇒社会資本整備総合交付金、暮らし・にぎわい再生事業(国土交通省)

※:⇒法令、支援制度など

4)市街地の快適な移動の確保

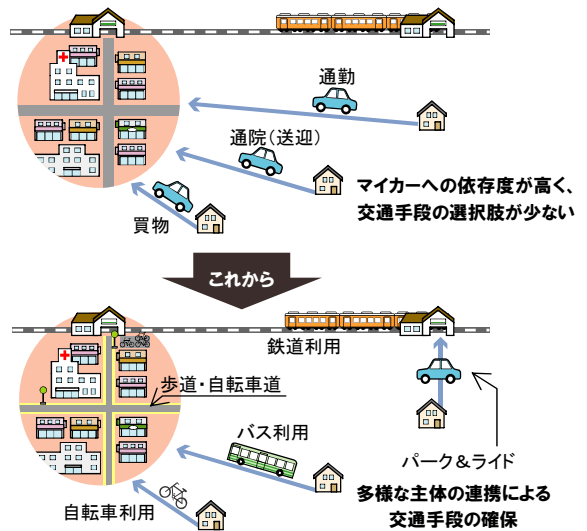
- ◆自家用車に過度に依存したまちづくりは、公共交通の利用者が減少し、公共交通を維持でき
- 豪雪地帯が広がり、高齢者の割合が高いといった東北圏の特徴を踏まえ、安全で雪にも強い必要です。

取り組みメニュー：「多様な主体による快適な交通手段の確保」

背景・課題 東北圏は全国を上回る速さで高齢化が進んでおり、これまで以上に公共交通によるサービスの提供が重要である。

⇒交通事業者や行政だけでなく、住民やNPOなどもサービスの提供を担うなど、多様な主体がより快適な交通手段を確保していくことが必要。

取り組み内容 公共交通の利用ニーズをきめ細かに把握し、住民やNPO、交通事業者、行政などの多様な主体の参加により公共交通計画を策定し、パートナーシップにより公共交通の運営などを進めていく。



「多様な主体による快適な交通手段の確保」のプロセス(例)

ステップ1

◆市街地のきめ細かな交通実態の把握

- ・市街地内の公共交通の利用実態と運営状況を把握しよう。
- ・公共交通の利用ニーズを把握しよう。

⇒地域公共交通確保維持改善事業<国土交通省>

ステップ2

◆多様な主体の参加による公共交通計画の策定

- ・行政だけでなく、公共交通事業者や道路管理者、交通管理者、住民等を含め、公共交通に関する総合的な計画をつくろう。

⇒地域公共交通確保維持改善事業<国土交通省>

ステップ3

◆多様な主体とのパートナーシップによる公共交通の運営

- ・多様化する交通ニーズに対応するため、官民の連携を強化して公共交通を確保しよう。
- ・市民等の協力を得ながら、地域でバスの運営を支えていこう。

⇒地域公共交通確保維持改善事業<国土交通省>

ステップ4

◆公共交通の利用を促す環境整備

- ・市民等の公共交通利用を促すため、駅やバス停、車両などの環境を整備していこう。

◆公共交通を基礎とした土地利用

- ・交通結節点等の周辺に公共公益施設等を集積させよう。

※:⇒法令、支援制度など

ないという悪循環を招いてしまいます。

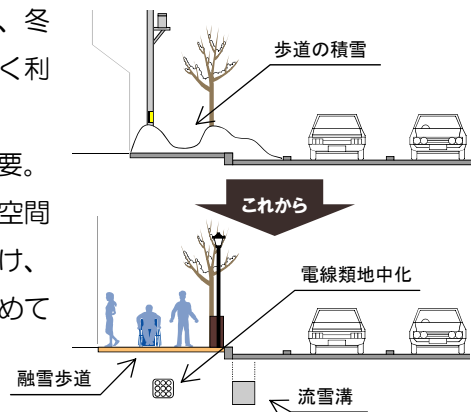
歩行空間の形成や利便性の高い公共交通の導入などにより、快適な移動を確保していくことが

取り組みメニュー：「安全で雪にも強い歩行空間の形成」

背景・課題 豪雪地帯の面積が8割以上を占める東北圏において、冬期間においても街なかの公共施設等を不自由なく利用できることが不可欠である。

⇒安全で雪にも強い歩行空間を形成していくことが必要。

取り組み内容 歩行者の視点で、市街地の道路状況を把握し、歩行空間の形成を図るエリアを各種マスタープランに位置づけ、歩道整備とともに地域との協働による維持管理を進めていく。



「安全で雪にも強い歩行空間の形成」のプロセス(例)

ステップ1

◆歩行者の視点による市街地の道路状況の把握

- ・歩行者の視点で、道路空間の安全性や快適性、街並みなどを評価しよう。
- ・歩行者の多い街なかの歩道の整備状況を把握しよう。



ステップ2

◆公共施設等の立地など踏まえた歩行エリアの位置づけ

- ・駅やバス停をはじめ、日常利用する施設などを含めた歩行エリアを都市計画マスタープランや中心市街地活性化基本計画、バリアフリー基本構想などに定めよう。

⇒バリアフリー基本構想<高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律>



ステップ3

◆雪に強く、高齢者にも優しい歩道整備

- ・バリアフリー、景観に配慮して歩道整備しよう。
- ・融雪舗装や流雪溝の整備などにより雪にも強い歩行空間を形成しよう。

⇒社会資本整備総合交付金<国土交通省>

◆地域の協力による歩道の維持管理

- ・日頃から地域で歩道の清掃、管理をしよう。
- ・地域の協力により、きめ細かい除雪を行い、冬期のより安全な歩行空間を確保しよう。



ステップ4

◆歩行者ネットワークの形成

- ・地域特性にあわせて、歩車分離または歩車共存を図り、歩行者ネットワークを形成しよう。
- ・広場などの交流空間を配置しよう。

◆民有地を活用した公共空間の確保

- ・セットバック等により公共性の高い空間の確保に努めよう。

※:⇒法令、支援制度など

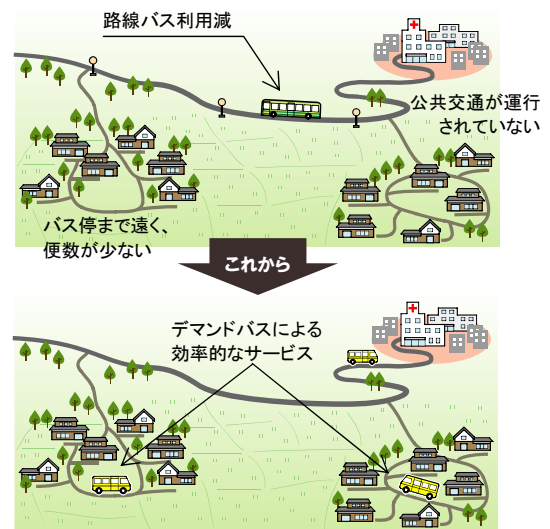
5)農地を守る集落機能の強化

- ◆東北圏は農山漁村地域の人口割合が高く日本の食糧基地を担っていることから、コンパクト
- 農山漁村地域で生活し、産業を営んでいくためには、集落の生活利便性を確保することが必
化などを進めていくことが必要です。

取り組みメニュー:「利便性が高く、効率的な交通手段の確保」

背景・課題 東北圏の集落は広大な農山漁村地域に散在していることから、公共交通が運行されていない地域やバス停まで遠く便数が少ない地域などがある。→街なかの公共施設等へのアクセスなど、生活利便性を確保していくためには、効率的な交通手段を確保していくことが必要。

取り組み内容 既存の交通サービスを見直し、集落の配置や住民のニーズなどを踏まえた新たな交通サービスを検討し、試験運行を行いながらより効果的な交通サービスを提供していく。



「利便性が高く、効率的な交通手段の確保」に向けたプロセス(例)

ステップ1

◆公共交通空白地帯と交通ニーズの把握

- ・既存の公共交通ネットワークや運行状況等を確認し、公共交通の利用が不便な地域を把握しよう。
- ・公共交通空白地帯等で暮らす人の交通ニーズ(目的、利用頻度等)を把握しよう。

⇒地域公共交通確保維持改善事業<国土交通省>

ステップ2

◆公共交通手段の導入・改善に向けた検討

- ・行政、地元交通事業者、NPO、地域住民等の多様な主体が参画して検討しよう。
- ・地域の多様なニーズに適切に対応した交通サービスを検討しよう。

⇒地域公共交通確保維持改善事業、地域公共交通再編実施計画<国土交通省>

ステップ3

◆新たな交通サービスの実証運行

- ・事業化に向けた検討を行い、運行システムを構築しよう。
- ・実証運行を実施し、その評価を踏まえて通年運行へと切り替えよう。
- ・新たな公共交通手段を地域住民に周知しよう。

⇒地域公共交通確保維持改善事業<国土交通省>

ステップ4

◆効果的な交通サービスの提供

- ・市街地内における公共交通の乗り換えの円滑化を図ろう。
- ・近隣市町村へのアクセスの強化に努めよう。

※:⇒法令、支援制度など

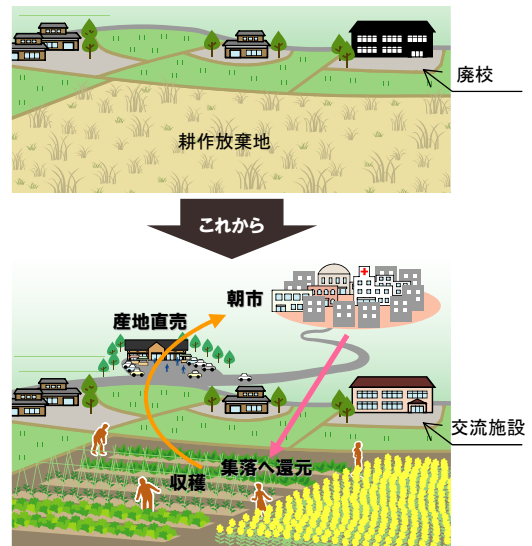
なまちづくりを進めていく上でも、農山漁村地域の暮らしを支えていくことが重要です。要不可欠です。そのため、集落の協働による地域づくりや市街地を結ぶ交通ネットワークの強

取り組みメニュー：「地域資源の活用による集落機能の強化」

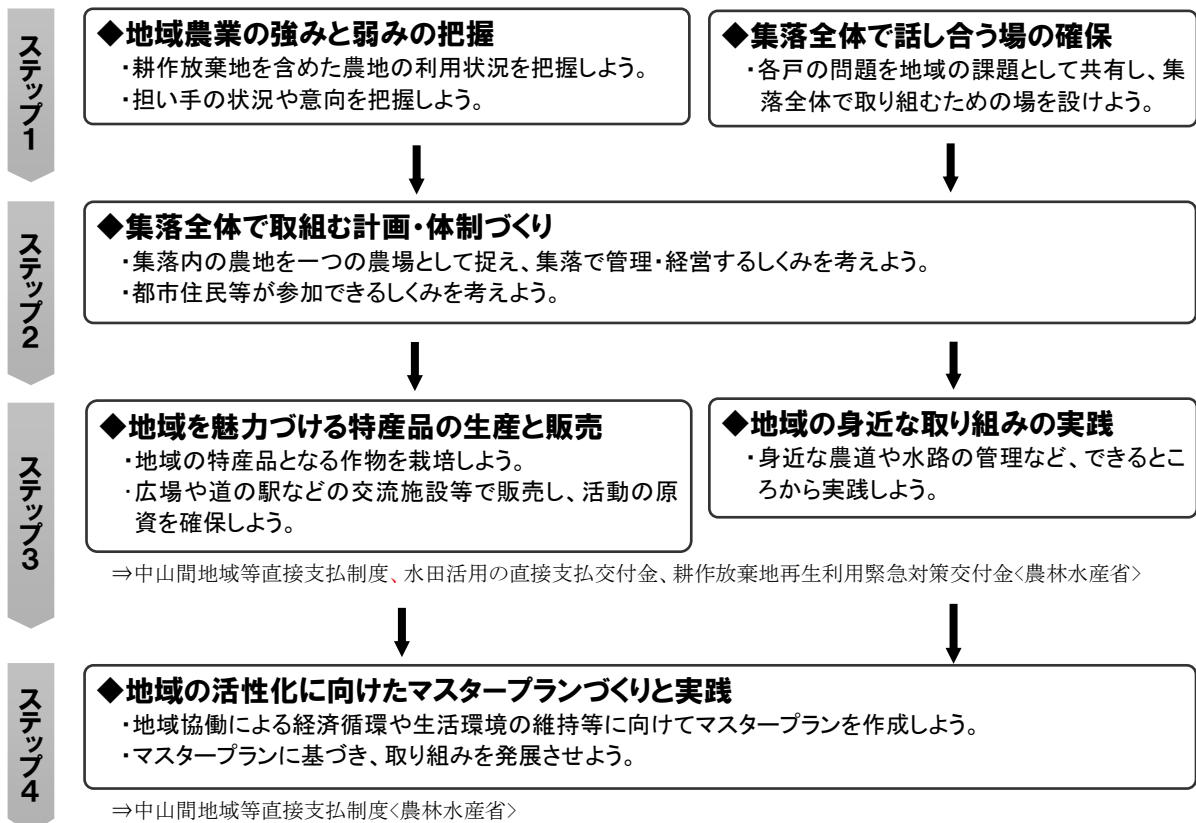
背景・課題 農山漁村地域の集落においては、過疎化の進行や担い手不足等により、生活環境や生産基盤等が悪化しつつある。

⇒それぞれが有する多様な地域資源の有効活用により、地域活性化を図りながら、集落機能を強化していくことが必要。

取り組み内容 集落全体で課題や目標を共有し、地域資源の活用により、集落の組織的な活動の原資を確保し、生活環境および生産基盤の向上につなげていく。



「地域資源の活用による集落機能の強化」に向けたプロセス(例)



※:⇒法令、支援制度など

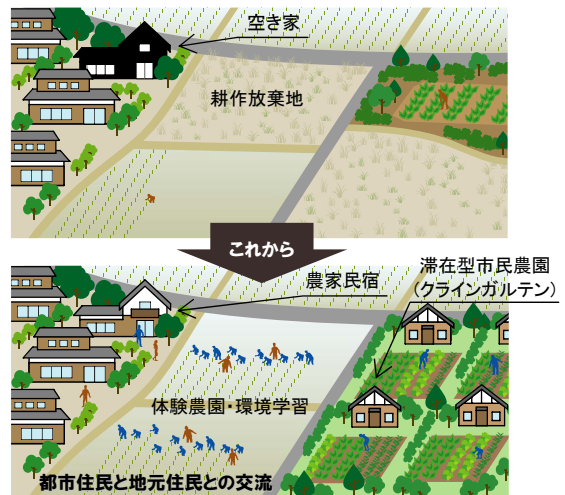
6)多様な主体による農地の有効利用

- ◆東北圏は全国と同様、農家数や農家人口の減少と農業就業者の高齢化が進行し、地域農業の
- 耕作放棄地等は地域農業に悪影響を与えるだけでなく、都市化の種地になってしまうことがか
体との連携により、農地として有効利用し続けていくことが必要です。

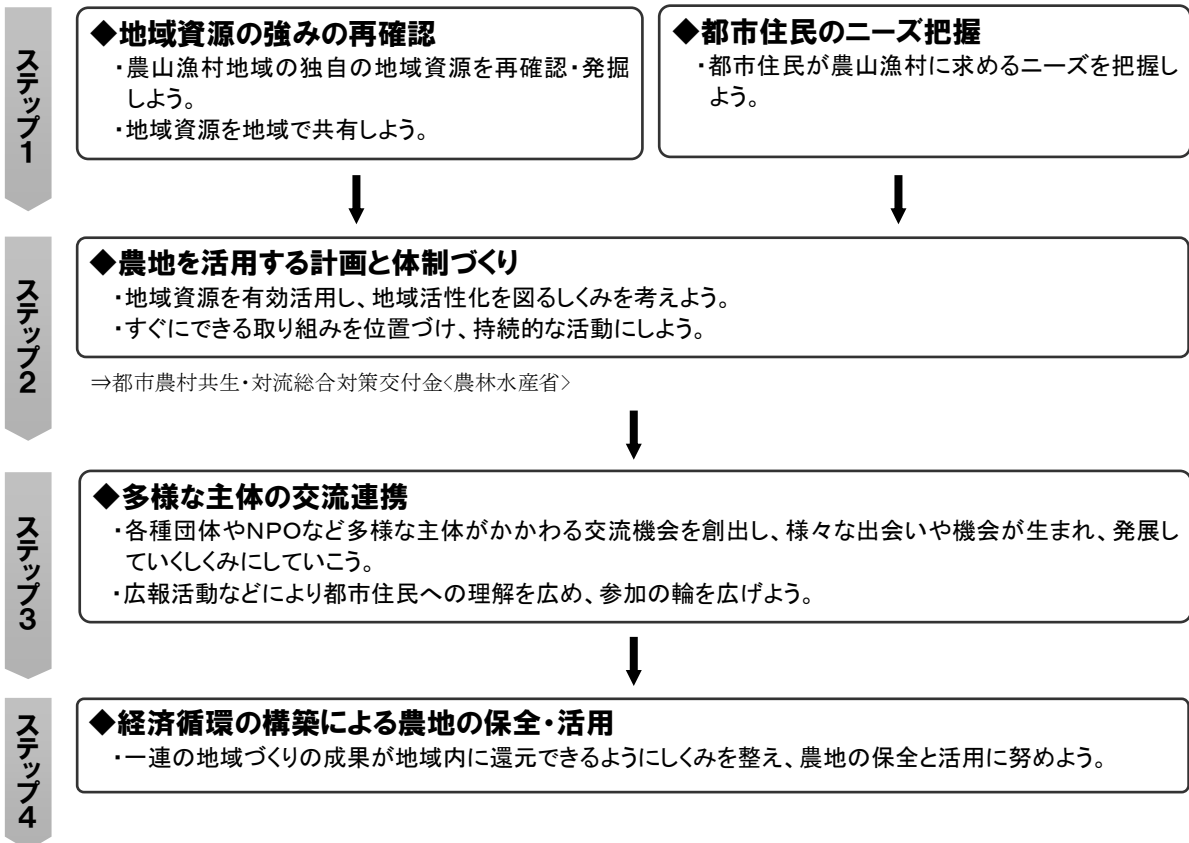
取り組みメニュー:「都市住民等との交流を促す農地の活用」

背景・課題 近年、都市住民が安全で質の高い農産品や農作業体験などを求めて農山漁村地域に足を運び、地元の人と交流を深めている様子がみられる。
⇒農地の有効活用を進め、都市住民等との交流を拡大していくことが求められる。

取り組み内容 地域資源を再確認し、多様な主体を巻き込みながら、地元特産品や景観作物の栽培、市民農園・体験農園の開設など都市住民等を惹きつける農地の活用を進めていく。



「都市住民等との交流を促す農地の活用」に向けたプロセス(例)



※:⇒法令、支援制度など

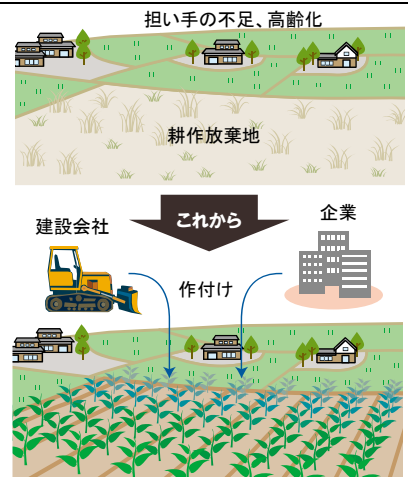
悪循環により耕作放棄地等が増大しています。
 ら、農村側だけでなく都市側の住民やNPO、企業等のニーズの発掘に努めながら、多様な主

取り組みメニュー:「農業への参入機会の創出」

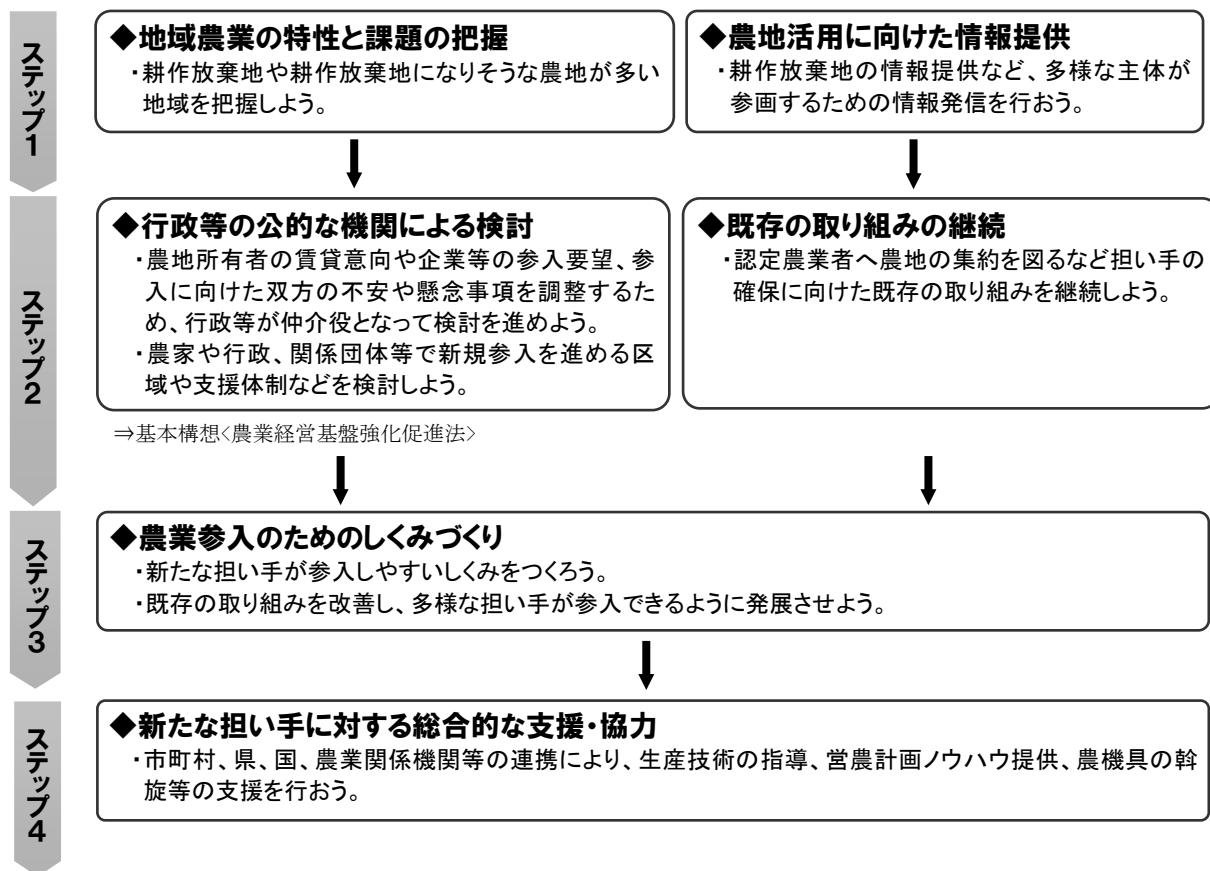
背景・課題 地域農業を支える農業就業者の不足や高齢化の進行を踏まえ、認定農業者を中心に農地の集約化に努めているが、農家の自助努力のみで耕作放棄地等の解消を図ることは困難である。

⇒農業への参入機会を創出し、新たな担い手を確保していくことが求められる。

取り組み内容 農地の情報管理や環境整備を進めながら、農業参入に向けたしきみを構築し、新たな担い手に対する支援を充実させていく。



「農業への参入機会の創出」に向けたプロセス(例)



※:⇒法令、支援制度など

7)都市機能の相互補完

- ◆市民の生活行動の多様化・広域化に対応していくため、中小規模の市町村が多い東北圏では、
- より質の高いサービスを効率よく提供するためには、それぞれの市町村がコンパクトなまちの役割分担のもと、都市機能の相互補完関係を強化していく必要があります。

取り組みメニュー:「公共公益施設等の相互利用」

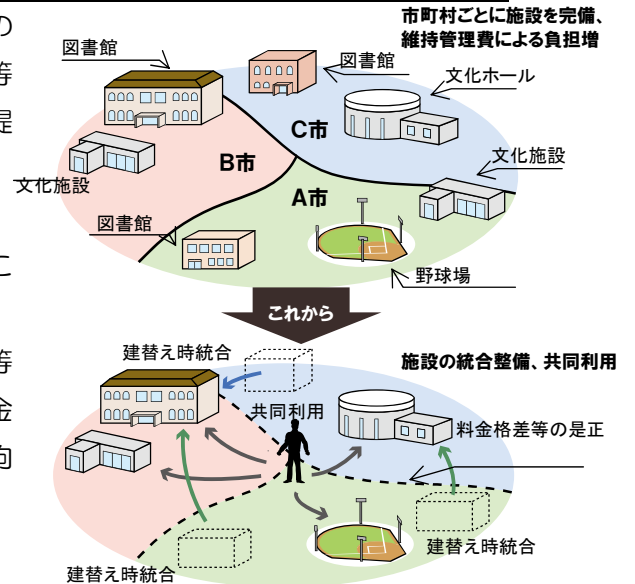
背景・課題

各市町村は、公共公益施設の整備等により市民へのサービスの提供に努めているが、厳しい財政状況を踏まえると、市町村単独で質の高いサービスを提供し続けることは困難と考えられる。

⇒市民の多様な利用ニーズへの対応を図るためには、市町村間で公共公益施設等を相互利用していくことが求められる。

取り組み内容

生活行動範囲を踏まえ、市町村間で公共公益施設等の相互利用に向けて検討を進め、利用者制限や料金格差などの是正を図るなど、効率的な施設運営に向けたしくみを構築していく。



「公共公益施設等の相互利用」に向けたプロセス(例)

ステップ1

◆住民の公共施設の利用に対するニーズの把握

- ・自市町村の公共施設の管理運営状況、利用規則等を確認しよう。
- ・公共施設に対する住民の利用ニーズを把握し、対応できているかを確認しよう。
- ・近隣市町村に立地する公共施設を調べてみよう。
- ・住民の広域的な通勤・通学などの移動をみてみよう。

ステップ2

◆近隣市町村間における公共公益施設等の相互利用に向けた共通理解

- ・公共施設の相互利用の推進に向けて、近隣市町村に呼びかけ、話し合う場を設けよう。
- ・相互利用を推進すべき圏域や施設、課題等を検討し、実行に向けての進め方の共通認識を図ろう。

⇒広域市町村圏協議会

ステップ3

◆公共公益施設等の相互利用を促すしくみづくり

- ・圏域内の市町村における公共施設の利用者制限や料金格差などを見直そう。
- ・相互利用を圏域全体に周知しよう。

⇒圏域内市町村による協定締結
⇒各市町村の条例改正(地方自治法)

◆広域交通ネットワーク強化

- ・圏域内の公共施設へのアクセスを確保しよう。

⇒バス路線の再編(延伸等)
⇒広域的な交通手段の導入

ステップ4

◆対象施設の拡大や地域特性を活かした役割分担

- ・相互利用を図る地域や施設を少しずつ増やしていこう。
- ・相互利用を進めつつ、地域特性を活かした施設づくり、適正配置などに努めよう。

※:⇒法令、支援制度など

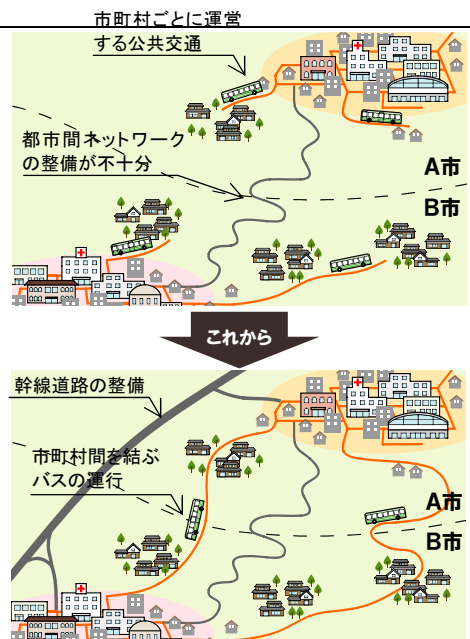
市町村間で連携して、より効率的な都市経営へと転換していくことが求められます。
 づくりを進めていくとともに、広域的な視点で都市機能を捉え、地域特性を活かした市町村間

取り組みメニュー:「広域交通ネットワークの強化」

背景・課題 東北圏においては、都市間距離が長いことや地形が起伏に富んでいることなど、市町村間の連携を進めていく上での制約がある。

⇒公共施設等の相互利用などによる都市機能の相互補完を図るためには、市町村間の連携を支える広域交通ネットワークを強化することが必要。

取り組み内容 国や県、近隣市町村、交通事業者、市民等の多様な主体が、広域的な交通計画の策定に向けて協働で取り組み、バス路線の見直しや道路ネットワークの改善などそれぞれの主体の役割を果たしていく。



「広域交通ネットワークの強化」に向けたプロセス(例)

ステップ1

◆近隣市町村への広域交通アクセスの課題把握

- ・近隣市町村への交通経路を確認しよう。
- ・公共交通が確保されているか、乗り継ぎなどにおいて問題がないか確認しよう。

◆公共交通の再編に向けた機運向上

- ・交通問題に対する住民の理解を深め、公共交通の再編に向けた機運を高めるため、住民等の主体的な参加を促す勉強会などを開催しよう。

ステップ2

◆広域的な交通問題の共有と市民や行政、交通事業者等の協働による計画づくり

- ・近隣市町村や交通事業者と協議する場を設けよう。
- ・市町村間で連携することで改善される広域的な交通問題を共有しよう。

⇒地域公共交通確保維持改善事業<国土交通省>

ステップ3

◆身近な既存路線の見直し

- ・交通事業者間の乗り継ぎ等の問題を改善しよう。
- ・既存バス路線の延長などにより、近隣市町村の主要な公共施設等までつなげよう。

⇒地域公共交通確保維持改善事業<国土交通省>

◆道路ネットワークの改善

- ・快適なバス交通の運行に向けて、道路改良などにより道路ネットワークを改善しよう。

ステップ4

◆路線見直しエリアの拡大

- ・土地利用や都市機能の集積状況を踏まえ、路線の見直し対象エリアを拡大し、より利便性の高い路線へと再編しよう。

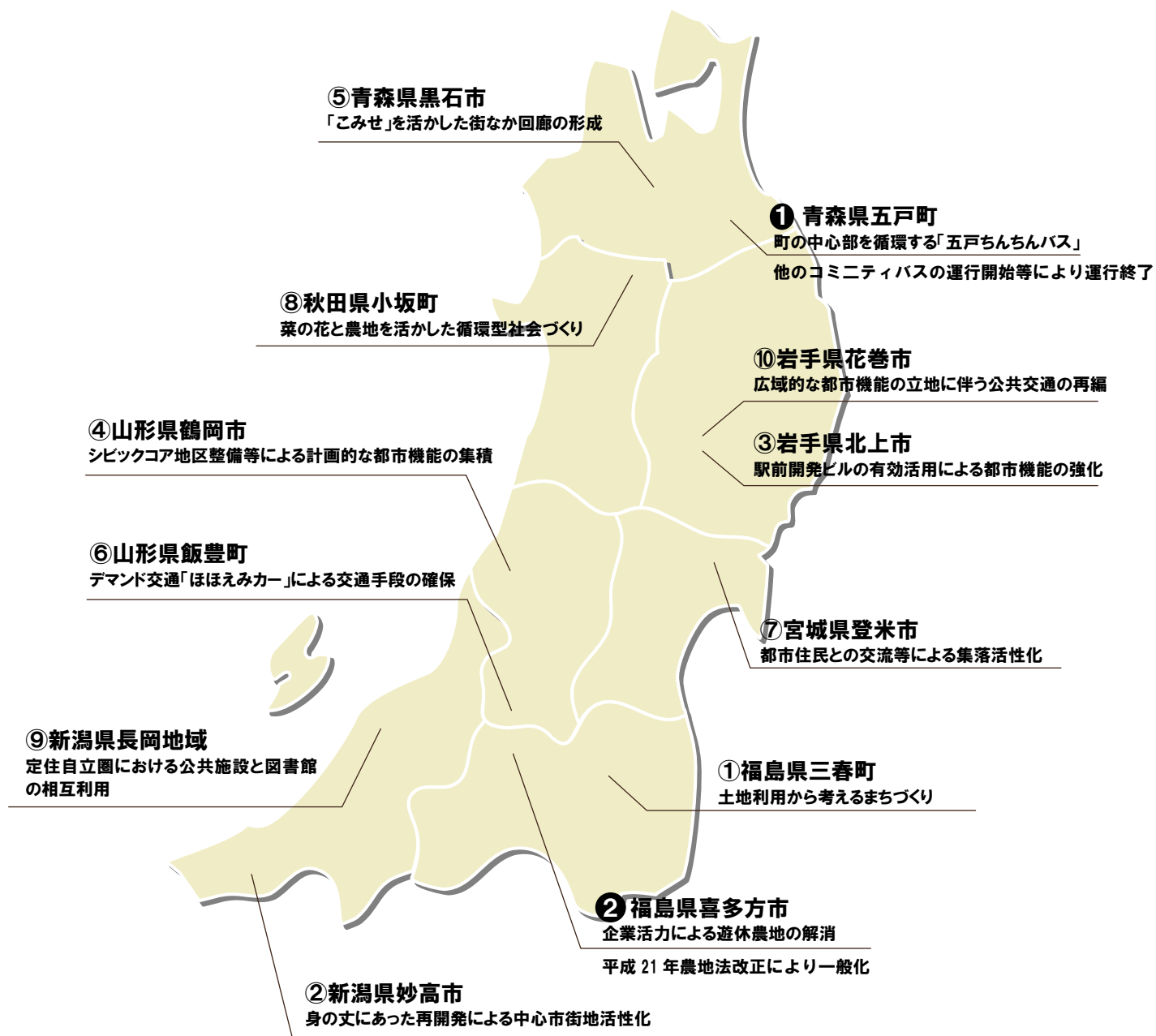
◆広域的な道路ネットワークの強化

- ・高速道路や国道などの広域幹線道路へのアクセスを強化しよう。

※: ⇒法令、支援制度など

3.3 取り組み事例

「取り組み事例」では、前項の「3.2 重点的に取り組む施策」で示した取り組みメニューのプロセスをイメージするための、先進的な取り組みを紹介します。



取 組 み 事 例 【 目 次 】

①福島県三春町(問合せ先:建設課) 土地利用から考えるまちづくり.....	35
②新潟県妙高市(問合せ先:建設課) 身の丈にあった再開発による中心市街地活性化.....	37
③岩手県北上市(問合せ先:都市計画課) 駅前開発ビルの有効活用による都市機能の強化.....	39
④山形県鶴岡市(問合せ先:都市計画課) シビックコア地区整備等による計画的な都市機能の集積.....	41
⑤青森県黒石市(問合せ先:企画課) 「こみせ」を活かした街なか回廊の形成.....	43
⑥山形県飯豊町(問合せ先:住民税務課) デマンド交通「ほほえみカー」による交通手段の確保.....	45
⑦宮城県登米市(問合せ先:住宅都市整備課) 都市住民との交流等による集落活性化.....	47
⑧秋田県小坂町(問合せ先:観光産業課) 菜の花と農地を活かした循環型社会づくり.....	49
⑨新潟県長岡地域(問合せ先:地域振興戦略部) 定住自立圏における公共施設と図書館の相互利用.....	51
⑩岩手県花巻市(問合せ先:都市政策課) 広域的な都市機能の立地に伴う公共交通の再編.....	53
【 取組み完了事例 】	
①青森県五戸町(問合せ先:企画振興課)【他のコミュニティバスの運行開始等により運行終了】 町の中心部を循環する「五戸ちんちんバス」.....	55
②福島県喜多方市(問合せ先:建設部)【平成 21 年度農地法の改正により一般化】 企業活力による遊休農地の解消.....	57

【平成 26 年度末現在】

1.市町村概要

- ①面積: 72.76(k㎡)
- ②人口: 18,191(人)
- ③世帯数: 5,502(世帯)
- ④年齢構造: 年少人口(12.4%)、生産年齢人口(61.4%)、高齢人口(26.2%)
- ⑤就業構造: 1次産業(8.3%)、2次産業(33.0%)、3次産業(58.1%)
- ⑥主な地域資源: 滝桜、さくら湖、三春駒、三春張子
- ⑦都市計画:
 - ・三春都市計画区域(4,664ha) ※非線引き※ 用途地域(383.0ha)

資料:平成 22 年国勢調査、平成 19 年都市計画年報
(不詳割合を記載していないため 100%とならない場合がある)



2.地域の課題(取り組みの背景)

●美しい景観の保全・育成

- ・三春町は国の天然記念物の指定を受けた「滝桜」や自然豊かな「さくら湖」などを中心に美しい景観が形成されている。
- ・この景観を守り、育てていくためには、周辺地域を含めた土地利用を制限することが必要であった。



滝桜



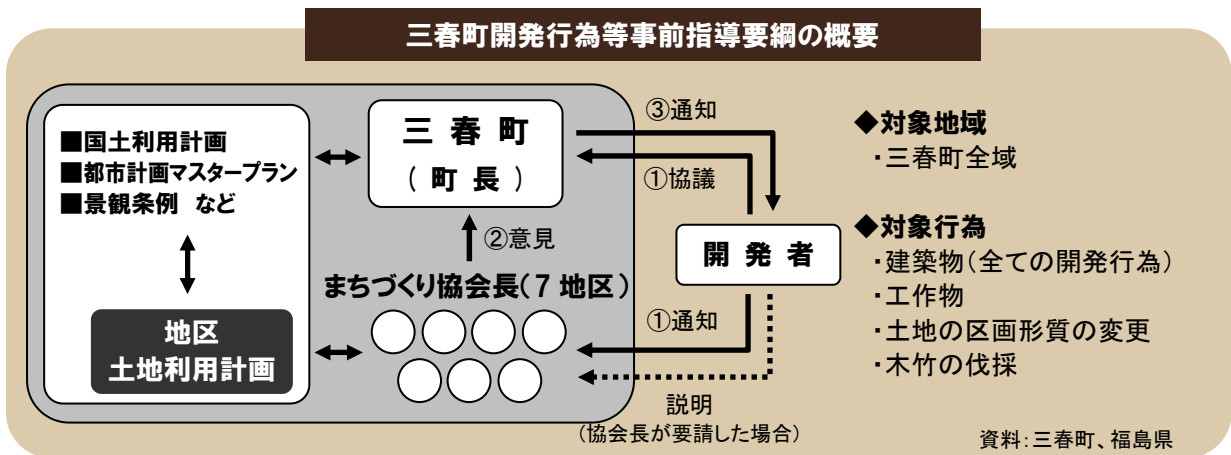
さくら湖

資料:三春町HP

3.取り組みの特徴

●「地区土地利用計画」及び「三春町開発行為等事前指導要綱」等による土地利用の適正化

- ・三春町の各地区(旧7町村)に「まちづくり協会」を組織し、地区の土地利用のあり方を考える「土地利用部会」を設けている。
- ・各地区で住民自ら取り組む項目など、きめ細かな内容の地区土地利用計画を策定した。
- ・地区土地利用計画に基づいて開発行為を誘導していくため、各地区のまちづくり協会の会長が事前に三春町(町長)に意見を述べる事ができるしくみ(三春町開発行為等事前指導要綱)を制定した。



※線引き...都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域の2つのエリアに区分する(区域区分)

4. 取り組みのプロセス

取り組み内容

ステップ1

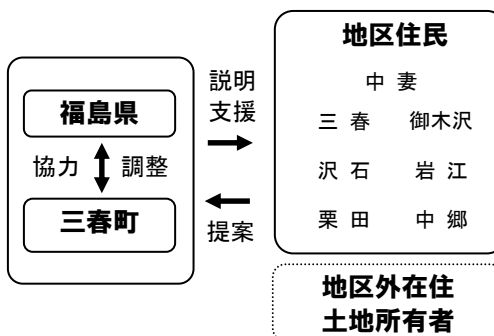
●景観を守るため、土地利用に対して課題を認識していたことから、県の土地利用検討のモデル市町村として選定された。

- ・いわゆる白地地域※を含めた合理的な土地利用の誘導を図るため、福島県が総合計画審議会に「地域で進める総合的な土地利用計画検討部会」を設置。
- ・三春町は県からモデル市町村として選定された。

ステップ2

●地区住民や地区外在住土地所有者の意見・意向を把握し、地域住民自らが行う活動を含めた土地利用計画を検討した。

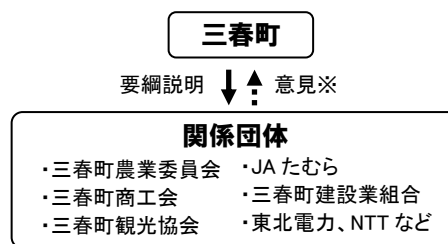
- ・町内7地区で住民説明会を開催。
- ・地区外在住土地所有者への説明会を開催。
- ・土地利用に関するアンケート調査の実施。
- ・地区共通の土地利用の考え方を検討する地区土地利用計画連絡調整会議を開催。
- ・地区ごとにワークショップを開催し、土地利用のゾーニング、住民自らが行う活動やルールを検討。
- ・町と県が各種計画に基づき評価・調整。



ステップ3

●土地利用計画の実効性を確保する開発行為等事前指導要綱を制定した。

- ・「地区別土地利用計画」を策定。
- ・地区ごとの土地利用の実効性を確保するため、開発行為等に対して事前協議を設ける要綱を検討。
- ・「三春町開発行為等事前指導要綱(案)」に関する関係団体への説明会を開催。
- ・「三春町開発行為等事前指導要綱」を施行。



※理解され、周知徹底を求める意見があがった。

ステップ4

●地域住民主体で策定した土地利用計画を基本に、国土利用計画(三春町計画)を策定した。

- ・各地区の土地利用計画を三春町全体でまとめるため、地区間の計画調整を行い、「三春町地域計画」を策定。
- ・三春町地域計画を国土利用計画法に基づく「国土利用計画(三春町計画)」の最終案としてとりまとめ、県の関係各課、各種計画と調整を図り、議会にて議決。

5. これまでの成果、今後の方向性

●要綱に基づく協議、通知の周知拡大

- ・要綱に基づく協議、通知が浸透してきている。

(H19年度:14件、H20年度:55件、H21年度:80件、H22年度:76件、H23年度:58件、H24年度:70件、H25年度:95件、H26年度57件※H26年10月末日現在)

●住民主役のまちづくりの推進

- ・都市計画マスタープランの「まちづくり」の推進計画として、また景観条例や各種計画の判断基準として活用することにより、「住民主役のまちづくり」を推進していく。

1.市町村概要

- ①面積:445.52(k m²)
- ②人口:35,457(人)
- ③世帯数:11,801(世帯)
- ④年齢構造:年少人口(12.3%)、生産年齢人口(57.7%)、老年人口(30.0%)
- ⑤就業構造:1次産業(7.2%)、2次産業(32.7%)、3次産業(60.1%)
- ⑥主な地域資源:温泉、スキー場、上信越高原国立公園
- ⑦都市計画:
・妙高都市計画区域(13,669ha) ※非線引き 用途地域(571.0ha)



資料:平成22年国勢調査、平成24年都市計画年報
(不詳割合を記載していないため100%とまらない場合がある)

2.地域の課題(取り組みの背景)

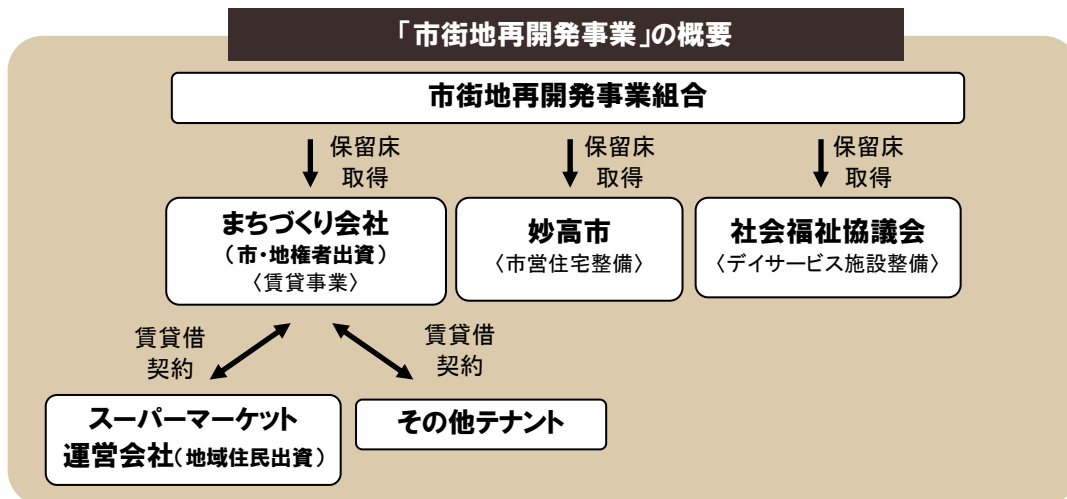
●中心市街地の生活利便性の確保と防災性の向上

- ・大型小売店舗等の郊外展開、さらには深刻な後継者不足等による商店街の店舗閉鎖など、中心市街地の空洞化が加速的に進行した。
- ・中心市街地のスーパーマーケットが郊外移転し、高齢者の生活が不便になったことから、生活利便性を確保することが必要であった。
- ・中心市街地は北国街道の宿場町としての歴史があり、古くから発展してきた商店街であることから、密集した建物の老朽化が顕著であり、防災性を向上させていくことが必要であった。

3.取り組みの特徴

●地元出資による商業店舗の運営とデイサービス施設が併設する市営住宅の整備

- ・中心市街地の活性化に向けて、市街地再開発事業組合を設立し、官民協働で事業に取り組んだ。
- ・事業計画の検討において、事業完了後も無理なく、継続的な運営がなされるために、事業収支が成り立つ最小限のコンパクトな再開発となるように努めた。
- ・テナントの需要に柔軟に対応するため、市や地権者等の共同出資により設立したまちづくり会社が商業店舗棟の保留床※を一括取得し、事業運営を行っている。
- ・地元住民の共同出資により設立したスーパーマーケット運営会社が、まちづくり会社から保留床の一部を賃借し、スーパーマーケットを営業している。
- ・市が市営住宅を整備し、社会福祉協議会が市営住宅と併設してデイサービス施設を整備。



※保留床・・・市街地再開発事業で新設した施設や建物のうち、地権者が取得する権利のある床(権利床)以外の部分

4. 取り組みのプロセス

取り組み内容

ステップ1

● 中心市街地の住民や地権者の活性化に向けた気運を高めるため、市が「まちづくり計画」を地元に提示した。

- ・旧新井市が中心市街地再生に向けて利便性と防災性の向上を図るため、中心市街地の道路拡幅整備に関する「まちづくり計画」を策定し、地元住民に提示した。

ステップ2

● 地元主体で中心市街地活性化に向けた整備計画を検討した。

- ・地元住民で組織する「朝日町街づくり委員会」で、活性化に向けた勉強や情報交換を実施。
- ・「朝日町中央地区街づくり期成会」と発展し、市との勉強会を積み重ね、具体的な整備計画を検討。
- ・整備計画に関係する地権者に個別ヒアリングを実施。
- ・都市計画道路の整備と併せた第一種市街地再開発事業を目指すことが決定し、組合を設立。

ステップ3

● 市と地元の協働により、商業店舗棟と住宅棟を整備し、事業運営を実施。

- ・第一種市街地再開発事業により、スーパーマーケットなどが入った商業店舗棟と市営住宅やデイサービス施設などが入った住居棟を整備。
- ・商業店舗棟では、市や地権者等の共同出資により設立した第3セクター「(株)まちづくり新井」が、リノベーション補助金(経済産業省)の活用により保留床を取得し、事業を運営。
- ・住宅棟では、市が市営住宅(シルバーハウジング、特定公共賃貸住宅)48戸を整備し、社会福祉協議会が市営住宅に併設してデイサービス施設を整備。

ステップ4

● 生活利便性を向上させるため、地元でスーパーマーケットを運営。

- ・地元住民の共同出資で設立したスーパーマーケット運営会社「(株)さんらいず」が、「(株)まちづくり会社新井」から保留床を賃借して、スーパーマーケットを営業。

5. これまでの成果、今後の方向性

● 市営住宅の供給による中心市街地のにぎわい創出

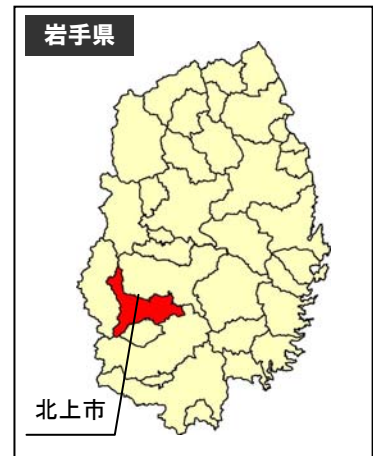
- ・平成16年3月に事業が完了し、「さん来夢あらい」としてオープン。
- ・平成26年10月31日現在、特定公共賃貸住宅分は30戸中28戸が入居、シルバーハウジングは18戸中17戸が入居されている。
- ・朝日町中央地区の人口及び世帯は、平成12年度末が114人、39世帯であったのに対し、平成26年10月31日現在では、167人、72世帯で、人口は約1.5倍、世帯は約1.8倍となっている。
- ・商業店舗等のパティオ広場や周辺の路上で、地域の伝統的なイベント「六・十朝市」が開催されている。

● 中心市街地の防災性の向上

- ・平成16年の中越地震、平成18年の豪雪、平成19年の中越沖地震においても道路の通行に支障がなく、倒壊家屋もなかった。
- ・中心市街地に建設した新市庁舎に隣接して防災広場を整備したことによって、中心商店街からほど近い所に一時的避難が可能な空間が創出され、災害発生時により早く安全な場所にたどり着くことが可能になるなど防災性の向上が図られた。

1.市町村概要

- ①面積:437.55(k m²)
- ②人口:93,138(人)
- ③世帯数:34,068(世帯)
- ④年齢構造:年少人口(14.5%)、生産年齢人口(62.3%)、高齢人口(22.3%)
- ⑤就業構造:1次産業(7.1%)、2次産業(36.3%)、3次産業(55.3%)
- ⑥主な地域資源:北上展勝地、夏油高原、北上みちのく芸能まつり
- ⑦都市計画:
・北上都市計画区域(18,205ha) ※非線引き 用途地域(2,256.0ha)



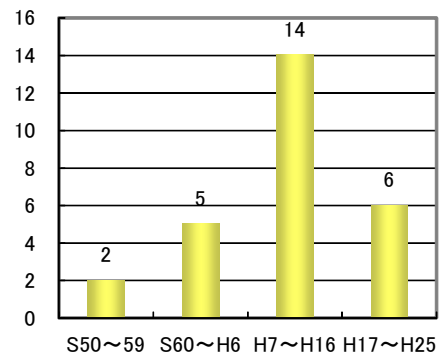
資料:平成22年国勢調査、平成24年都市計画年報
(不詳割合を記載していないため100%とならない場合がある)

2.地域の課題(取り組みの背景)

●駅前開発ビルの空洞化への対応

- ・第一種市街地再開発事業(市施工)により昭和60年に駅前開発ビルがオープン。
- ・市の第三セクター「北上開発ビル管理株式会社」が管理運営。
- ・以降、中心市街地や郊外において大規模小売店舗の立地が増加。
- ・しかし、駅前開発ビルのキーテナントが平成12年に閉店し、その影響で他のテナントも次々と撤退し、入居率が下落したため、事業運営について早急に検討する必要がある。

店舗新設数



大型小売店の新設数の推移(北上市)

資料:2015年全国大型小売店総覧

3.取り組みの特徴

●商業を中心としたビルから多目的ビルへの転換

- ・市は物販を中心とした商業ビルから、核店舗に依存しない、保健・医療及び教育施設、福祉施設、事務所などが入居する多目的ビルへの転換が必要と判断し、公共施設の設置やテナント募集などの支援を北上開発ビル管理会社に対して行った。

「駅前開発ビル」の概要



4. 取り組みのプロセス

取り組み内容

ステップ1

●キーテナントの撤退通知を受け、すぐに関係者が集い、撤退問題について話し合った。

- ・撤退問題地域対策協議会(地区、商店街組合、市議、北上開発ビル管理株式会社、市)を開催。
- ・撤退撤回に向けた署名活動を実施。

撤退問題地域対策協議会

- ・地区
- ・商店街組合
- ・市議
- ・北上開発ビル管理株式会社
- ・北上市

ステップ2

●管理会社や市民等の要望を踏まえ、庁内関係課で公共施設の設置を検討した。

- ・北上開発ビル管理株式会社が公共施設設置を要望。
- ・市民等からの申し入れにより、再開発ビルへの公共施設の設置にかかる懇談会を開催。
- ・公的施設設置について協議する庁内関係課長会議を開催。
- ・定例議会で「北上市生涯学習センター条例」及び設置にかかる補正予算可決。

ステップ3

●生涯学習センターを設置するとともに、利用環境の向上やにぎわい創出に努めた。

- ・キーテナント抜きでリニューアルオープン。
- ・北上市生涯学習センターがオープン。
- ・高齢者、身障者などに配慮し、設備(トイレや駐車場など)を拡充。
- ・駅前のにぎわいフェア(地元農産物の販売等)などのイベントを開催。
- ・イベント開催などの情報を北上市広報により発信。

ステップ4

●子どもからお年寄りまでの幅広い年齢層による利用を促すため、子育て支援センターの移転設置などを進めた。

- ・子育て支援センターを移転設置
- ・市民活動団体交流ルーム(NPOルーム)の設置

5. これまでの成果、今後の方向性

●保健・教育・福祉機能の集約による利便性の向上

- ・鉄道やバスの交通結節点である駅に保健・教育・福祉機能を集約したことで、高齢者や自家用車を利用できない人たちの生活の利便性が確保されている。
- ・幅広い年齢層が集うことにより、失われつつあった駅前のにぎわいが少しずつ回復している。

●公共施設の立地による入居率の増加

- ・キーテナント撤退後相次いでテナントが撤退し、入居率は47%となった。
- ・公共施設立地後、事務所系のテナントの入居希望が多くなり、入居率は94%まで増加した。

●駅前を含めた街なかの回遊性の向上とにぎわい創出

- ・駅前のにぎわいを創出するために平成13年から毎年1~2回開催されている「北上・西和賀にぎわいフェア(主催:北上市観光協会、共催:北上市商工部観光物産課)を今後も継続していく予定。
- ・駅前地域の関係者による「駅前会」及びビル内の有志で構成される「おでんせプラザぐる〜ぶ活性化委員会」などにおいて、駅前ビルの賑わいについての意見交換会を実施し、駅前から駅ビル、さらに街なか回遊を持たせるための努力をしている。

●駅前利用者の導線確保と観光客利用の向上

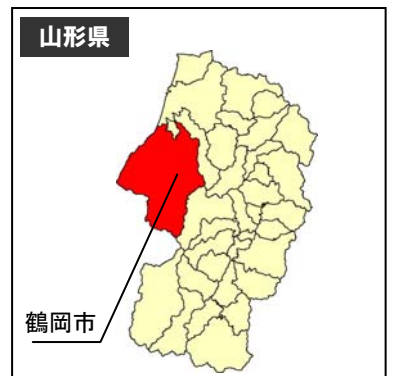
- ・駅からビルまで駅前地下道を通らず平面交差とし、歩行者の流れをビル側に向ける必要がある。
- ・観光バスの待機所を確保し、観光客の購買先をビルに向けさせる必要がある。

●「あじさい都市」きたかみの都市拠点としての位置づけ

- ・交通結節機能の強化や質の高い街並み形成を行い、魅力の向上を図りながら、北上市全体のまちの活力とにぎわいを創出していきます。

1.市町村概要

- ①面積: 1,311.51 (k m²)
- ②人口: 136,623 (人)
- ③世帯数: 45,514 (世帯)
- ④年齢構造: 年少人口 (12.9%)、生産年齢人口 (58.4%)、高齢人口 (28.8%)
- ⑤就業構造: 1次産業 (9.9%)、2次産業 (29.8%)、3次産業 (59.6%)
- ⑥主な地域資源: 出羽三山、だだちゃ豆、天神祭
- ⑦都市計画:
 - ・鶴岡都市計画区域(25,281ha) ※線引き 用途地域 (2,327.0ha)



資料:平成 22 年国勢調査、都市計画は平成 26 年末時点
(不詳割合を記載していないため 100%とならない場合がある)

2.地域の課題(取り組みの背景)

●城下町として発展してきた市街地

- ・鶴岡市は城下町として栄え、旧市街地には江戸時代の町割りが今でもよく残されている。
- ・その優れた歴史的景観を生かして市街地を形成していくことが必要であった。

●農村地域の優良農地の保全

- ・農業情勢の悪化や規制緩和などを背景に、農村地域への開発圧力が高まるなか、優良農地を保全することが必要であった。

●市立病院の建替え

- ・中心市街地の市立荘内病院が建替え時期を迎え、用地確保など整備に向けた検討を進める必要があった。

3.取り組みの特徴

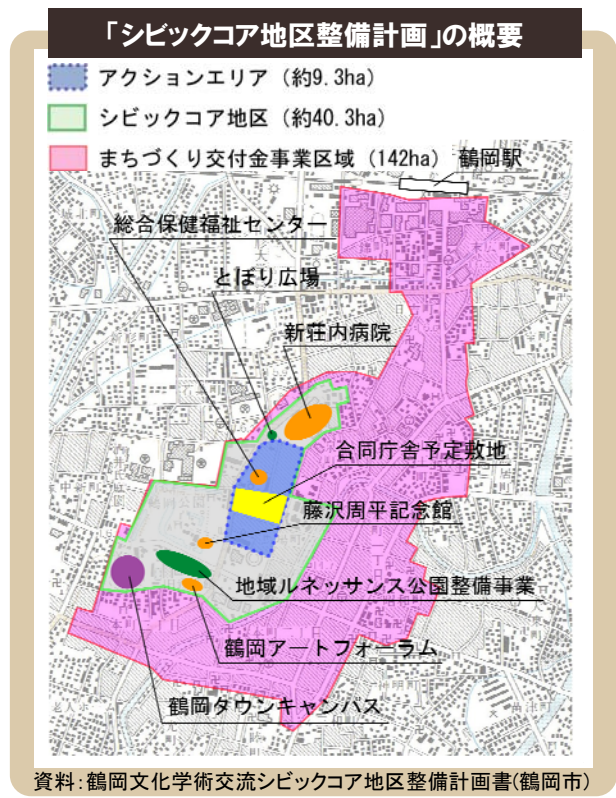
●シビックコア地区※整備等による中心部への都市機能の集積

- ・美しく優良な農地を保全するとともに市民生活の利便性を向上させるため、

- ①現存する都市機能を外に出さない
- ②新しい都市機能を中心市街地に配置する
- ③高度成長期に拡散した都市機能の再集積を図るの3つの目標を掲げて、都市機能の集積に取り組んでいる。

【整備概要】

- ①市立荘内病院を中心市街地内で建替えた。
- ②高度教育施設や文化施設などこれまでになかった新しい都市機能として中心市街地に配置した。
- ③旧荘内病院跡地に国の合同庁舎を誘致する予定。



※シビックコア地区・・・魅力と賑わいのある都市の拠点となる地区の形成に資するため、関連する都市整備事業と整合を図りつつ、官公庁施設と民間建築物等の整備を総合的かつ一体的に実施すべき地区

4. 取り組みのプロセス

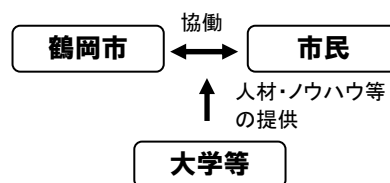
取り組み内容

ステップ1

- 市立荘内病院の移転候補地を中心市街地内に決定した。
 - ・新病院建設を検討する委員会では、当初大型駐車場を完備できる郊外への要望が多かった。
 - ・経済比較の結果、郊外よりやや割高ではあるが、高齢者の利便性、商店街の活性化などを考慮し、中心市街地内で移転することを決定。
- 地方拠点法に基づき、広域市町村圏の拠点が鶴岡市に位置づけられた。
 - ・地方拠点法に基づく地方拠点都市地域として庄内地方が位置づけられた。
 - ・鶴岡市など関係市町で庄内地方拠点都市地域基本計画を策定し、鶴岡中心市街地を拠点指定。

ステップ2

- 「コンパクトな市街地の形成」を目標に掲げ、市民と行政が共有した。
 - ・第三次鶴岡市総合計画を策定し、「コンパクトな市街地の形成」を目標に掲げた。
 - ・大学等の協力を得ながら、市民主体による議論を進め、鶴岡市都市計画マスタープラン※を策定した。
 - ・コンパクトな市街地の形成を実現するため線引き制度を活用していく方針を提示。
 - ・官公庁と民間建築物を総合的、一体的に整備するエリアとして、シビックエリアを位置づけた。



ステップ3

- 都市機能の集積に向けて、シビックコア地区整備計画を策定した。
 - ・シビックコア地区整備計画策定に向け、セミナーやフォーラムの開催を通して、市民の関心を喚起。
 - ・市民参加によるまちづくりワークショップや検討委員会を継続的に開催し、議論を行った。
 - ・「鶴岡文化学術交流シビックコア地区整備計画」を策定し、国土交通省から同意を受けた。
 - ・実現化に向けて議論を継続し、シビックコア地区の整備のあり方などを検討し、「シビックコア地区市民まちづくりフォーラム」を開催し、市民等へ報告。

ステップ4

- 線引き制度を導入するとともに、シビックコア地区の都市機能整備を進めている。
 - ・シビックコア地区内にて市立荘内病院が新病院として建て替えられた。
 - ・鶴岡都市計画区域マスタープラン※が策定され、線引き制度が導入された。
 - ・市街化調整区域の整備及び保全の方針を策定し、条例によりメリハリあるコントロールを実施。
 - ・シビックコア地区内では荘内病院の建替えを行い、跡地へ国の合同庁舎の誘致を進めている。
 - ・まちづくり交付金の活用により、総合保健福祉センターの建設や周辺の道路整備などを実施。

5. これまでの効果、今後の方向性

●シビックコアの形成による利便性の向上

- ・官庁施設や病院等の公共施設の集積により市民の利便性が高まった。
- ・今後も、「文化」、「学術」、「健康・福祉」の3領域の拠点として都市機能の向上に努めていく。
- ・中心市街地との連携を強化し、中心市街地活性化基本計画に基づき、総合的なまちづくりを展開していく。

●市街地縁辺部の土地利用コントロールによる優良農地の保全

- ・線引き制度の導入により、市街地縁辺部の無秩序な農地開発が抑制されている。
- ・新市として、都市計画区域の一本化、区域区分の都市計画決定を行ったことで、統一的な土地利用規制による、無秩序な市街地の拡散を抑制することが可能となった。

※都市計画マスタープラン…都市計画法第18条の2に基づき、市町村が定める計画 42

※都市計画区域マスタープラン…都市計画法6条の2に基づき、都道府県が定める計画

1. 地域の概況

- ①面積: 216.96(k m²)
- ②人口: 36,132(人)
- ③世帯数: 11,794(世帯)
- ④年齢構造: 年少人口(12.9%)、生産年齢人口(61.8%)、高齢人口(25.4%)
- ⑤就業構造: 1次産業(16.1%)、2次産業(24.1%)、3次産業(59.4%)
- ⑥主な地域資源: こみせ、中野もみじ山、黒石りんご
- ⑦都市計画:
 - ・黒石都市計画区域(7,159ha) ※非線引き 用途地域(626.0ha)

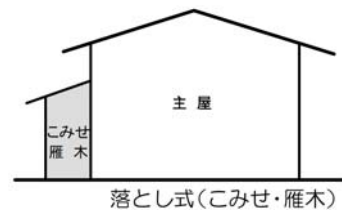
資料:平成 22 年国勢調査、都市計画年報
(不詳割合を記載していないため 100%とまらない場合がある)



2. 地域の課題(取り組みの背景)

●「こみせ」の保存

- ・「こみせ」は町家の深い^{ひさし}庇で、表通りの正面に設けられている。
- ・こみせ本体は個人所有の建築物の一部であるが、「こみせ通り」として連続することにより、多くの人々に利用される通路として中間領域的な性質をもっている。
- ・夏の日差しや雨を遮り、無雪空間として歩行者を保護するとともにコミュニティの場にもなり得る。
- ・車社会の到来などにより商店街として栄えていた地区のほとんどが幹線道路として通過するのみとなってしまったため、こみせが消滅してきた。
- ・地域の個性であるこみせを保存していくことが必要であった。



こみせの形式は、主屋の1階の高さに合わせて庇を付け、その下に空間をつくる「落とし式」と呼ばれる。



こみせ通り
資料:黒石市

3. 取り組みの特徴

●「こみせ」の保存と活用による情緒ある街なか回廊の形成

- ・「こみせ」を有する商家が土地をマンション業者に売却せざるを得ない状況が発生したとき、市民が協力して資金を用意し、土地と建物を取得した。
- ・取得した建物を「津軽こみせ駅」として物販や観光情報の提供などを行っている。
- ・商店街の裏地(かぐじ)を利用して広場を整備するとともに、こみせ通りと結ぶ回遊路を整備。
- ・「こみせ保存会」を結成し、こみせ通りの保存・修復に努めるなど活発な活動を行っている。
- ・こみせ通りに計画されていた都市計画道路を廃止し、伝統的建造物群保存地区を決定。
- ・国から重要伝統的建造物群保存地区として選定された。
- ・こみせ通りを核とした回遊性の向上を図ることにより、NPO 法人によるまち歩きツアー等が行われている。



4. 取り組みのプロセス

取り組み内容

ステップ1

- 都市化により失われてきた「こみせ」の町並みの文化的価値を再認識した。
 - ・伝統的建造物群保存地区に関する調査を実施したが、個人負担への不安等により反対。
 - ・住民意向調査の実施により、こみせ通りの重要性や必要性が再認識された。
 - ・商工会議所により「黒石こみせまつり」を毎年開催。

ステップ2

- 「こみせを核にしたまちづくり」をコンセプトに中心市街地活性化基本計画を策定した。
 - ・市民有志がマンション建設の阻止のため売却予定の土地建物を取得し、「津軽こみせ駅」として改修。
 - ・「かぐじ」を繋ぎ、回遊性と滞留性を高めるため、こみせに隣接する広場と回遊路を整備。
 - ・市が「中心市街地活性化基本計画」を策定し、こみせを核にしたまちづくりを位置づけた。

ステップ3

- 「こみせ通り」の保存・修復に向けた計画・体制づくりを進めた。
 - ・伝統的建造物群保存地区に関する調査を再び実施。
 - ・こみせ通りの保存・修復や町おこしを担う住民組織「こみせ保存会」が結成。
 - ・黒石市歴史的景観保存条例の制定により、保存・修復にむけたしくみを構築した。
 - ・中町こみせ通りを伝統的建造物群保存地区に、隣接する地域を歴史的景観形成地区に指定
 - ・伝統的建造物群保存地区の指定に合わせて、計画されていた都市計画道路を廃止。
 - ・国から重要伝統的建造物保存地区に選定される。

ステップ4

- 保存計画に基づき、伝統的建造物やこみせの保存・修復活動が行われている。
 - ・伝統的建造物群保存地区の指定に伴って策定した「保存計画」に基づき活動を実施中。
 - ・伝統的建造物群保存地区と歴史的景観形成地区の活動に対して補助を行っている。

5. これまでの成果、今後の方向性

●町並みに対する評価と観光客の増加

- ・手づくり郷土賞(国土交通省)や「都市景観大賞・美しいまちなみ優秀賞((財)都市づくりパブリックデザインセンター)などの受賞により知名度が向上し、多くの観光客を集めている。

●こみせの保存・修復活動の推進

- ・「こみせ」の保存修復等の実績はまだないが、平成21年度にこみせを含む「白戸家住宅主屋修理」を予定。
- ・毎年伝統的建造物群保存地区における修理・修景事業を行い、平成26年度までにこみせを2件復元している。
- ・こみせ再生を推進するため、こみせの保存・活用・再生に係る提案競技を実施し仮設こみせを設置するなど、再生の方向や方策について検討しながら地域住民の意識高揚を図っている。

●伝統的建造物保存地区防災計画に基づく防災対策事業の実施

- ・伝統的建造物群としての文化財の価値を失うことなく、将来にわたって保存・活用していくために、保存地区全体としての防災機能を充実させていく。
- ・伝統的建造物保存地区にある「旧松の湯」を取得し、コミュニティ、観光、防災の拠点として活用していく。
- ・伝統的建造物群保存地区にあるコミュニティ、観光、防災の拠点である松の湯交流館に防火水槽やポンプ室、易操作性消火栓等を設置する。

●バリアフリー、景観に配慮した整備と歩行者ネットワークの形成

- ・中町こみせ通りの電線類埋設事業を実施するとともに、景観に配慮した路面の美装化を行う。
- ・中町こみせ通りをメインとした歩行者回遊ルートを構築し、整備を図っている。

1.市町村概要

- ①面積:329.60(km²)
- ②人口:7,943(人)
- ③世帯数:2,235(世帯)
- ④年齢構造:年少人口(11.8%)、生産年齢人口(56.6%)、高齢人口(31.6%)
- ⑤就業構造:1次産業(17.2%)、2次産業(37.4%)、3次産業(45.4%)
- ⑥主な地域資源:田園散居集落、飯豊連峰、どぶろく
- ⑦都市計画:
・都市計画区域の指定なし

資料:平成22年国勢調査、平成24年都市計画年報
(不詳割合を記載していないため100%とまらない場合がある)



2.地域の課題(取り組みの背景)

●町営バスの利用者数の減少

・飯豊町では町営バスを、手ノ子長井線、置賜病院線、中津川椿線の3路線で運行していたが、利用者数の減少が続いていた。

●住民の多様な交通ニーズへの対応

- ・高齢者が多く、「バス停までが遠い」、「便数が少なく行きたいときに外出できない」等の問題を抱えていた。
- ・通院などの日常的な生活行動において、隣接する長井市への移動が多い。
- ・飯豊町では田園や山間部への散居が多く、サービスが行き届いていない地域があるため、住民ニーズを踏まえ、利便性の高い交通サービスを提供することが必要であった。

3.取り組みの特徴

●効率的な交通手段への転換

・町営バスの利用が減少し、赤字経営が続くことを回避するため、地域特性にあったデマンド型交通へ転換し、送迎により戸口から戸口までの利便性の高い交通サービスの提供を行った。

●公立病院等が立地する長井市を含めた運行エリア

・町民の生活行動を踏まえ、さらに利便性を高めるため、運行エリアを町内だけでなく、隣接する長井市の中心市街地や公立病院等へのアクセスが可能となるように設定した。

●利用者のニーズに応じた運行ダイヤの改正

・医療機関等へ出かけるための利用は朝方に集中している一方、帰宅利用は分散傾向となっていることから、「下り」便を増発するなど利用者のニーズに応じた運行ダイヤの改正を行った。

◆運行主体

- ・飯豊町社会福祉協議会
(町の補助事業)
⇒地元タクシー会社に委託

◆運行路線

- ・まちなか線
(まちなかエリア⇄町外エリア)
- ・中津川線
(中津川エリア⇄、まちなかエリア)
- ・まち循環線
(まちなか循環)

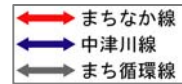
◆料金

- ・町内乗降:
大人 400円
小学生及び福祉割引適用者※200円
- ・町外乗降:
大人 600円
小学生及び福祉割引適用者※300円

※身体障がい者(1級～3級)、知的障がい者
精神障がい者、生活保護世帯構成員

「ほほえみカー」の運行概要

平成26年4月1日現在



まちなか乗換エリア拡大図



資料:飯豊町

4. 取り組みのプロセス

取り組み内容

ステップ1

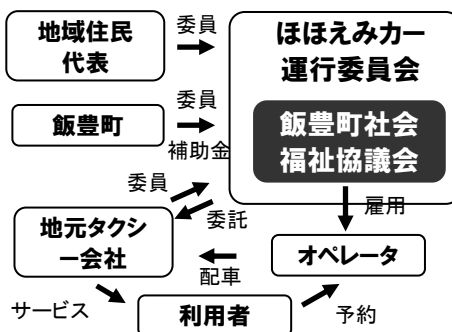
- 町営バスの利用者が減少し、町は町営バスの維持に対して危機意識を抱いていた。
・町営バスを運行していたが、利用者減少による財政圧迫や車両老朽化などの問題を抱えていた。

ステップ2

- 庁内で検討委員会を設置し、町営バスに替わりデマンド交通を導入することを決めた。
・庁内関係課による公共交通対策検討委員会を設置。
・町営バスの更新か新しい交通システムの導入かを検討。
・デマンド交通システムを導入する方向で検討していくことが決定。(公共交通対策検討委員会を解散)

ステップ3

- デマンド交通の導入に向けて、関係団体による検討委員会を設置し、運行計画を検討した。
・社会福祉協議会や商工会、地元交通事業者、NPOなどの関係団体により、「デマンド交通運行検討委員会」を設置し、導入に向けて具体的な検討を実施。
・交通手段についての住民アンケート調査を実施し、交通実態を把握。
・運行エリアや料金、利用登録などを検討し、運行ルールを決定。
・過疎地等自立促進モデル事業を活用し、運行システムを整備。
- 市町村界を超えた運行エリアとするため、隣接市のタクシー会社の了解を得た。
・デマンド交通の運行エリアに長井市を含めるため、長井市のタクシー会社の了解を得た。
- 「ほほえみカー運行委員会」へと移行し、デマンド交通の運行を開始した。
・社会福祉協議会が事業主体となり、ほほえみカー運行委員会を設立。
・社会福祉協議会が町からの補助を受けて、地元タクシー会社に運行を委託。



ステップ4

- まちを30分間隔で循環する「まち循環線」の運行を開始した。
・帰りの待ち時間が長かったことから、県の「生活交通確保対策事業」を活用して、気軽に移動できる「まち循環線」を試験運行し、その後通年運行とした。

5. これまでの成果、今後の方向性

●「ほほえみカー」利用者の声

- ・利用者に対する聞き取り調査を行い、ニーズに応じた運行ダイヤの改正を行った結果、『病院での待ち時間が少なくなった』、『ゆっくり買い物ができるようになった』などの好意的な意見が寄せられている。

●「飯豊町地域公共交通会議※」の設置

- ・住民需要に応じた、より質の高い交通サービスの提供を実現するため、「飯豊町地域公共交通会議」を設置し、協議を行っている。

※地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に規定されている「地域公共交通総合連携計画」を作成する法定協議会を兼ねる。

●利用促進に向けた取り組みを実施

- ・ほほえみカーでの町内の商店・温泉施設利用者や運転免許証自主返納者に対する助成を行い、利用者増の取り組みを行っている。
- ・電話予約が難しいとされてきた聴覚・言語に障がいを持つ方や、忙しいお母さん達のために、インターネット予約受付を行っている。

1.市町村概要

- ①面積:536.38(k㎡)
- ②人口:83,816(人)
- ③世帯数:25,002(世帯)
- ④年齢構造:年少人口(12.6%)、生産年齢人口(59.1%)、高齢人口(28.3%)
- ⑤就業構造:1次産業(13.4%)、2次産業(29.1%)、3次産業(52.8%)
- ⑥主な地域資源:宮城米、伊豆沼・内沼
- ⑦都市計画:
 - ・登米都市計画区域(8,066ha) ※非線引き 用途地域(511.8ha)



資料:平成22年国勢調査、平成19年都市計画年報
(不詳割合を記載していないため100%とまらない場合がある)

2.地域の課題(取り組みの背景)

●急傾斜地における遊休農地等の増加

- ・登米市(旧津山町)の山間地に位置する沢田集落は、棚田が展開している水稻経営の盛んな地区である。
- ・減反政策の開始により、作業効率の悪い急傾斜地は保安全管理・牧草地と称して遊休農地化が進んできた。

●個別経営から集落経営への転換

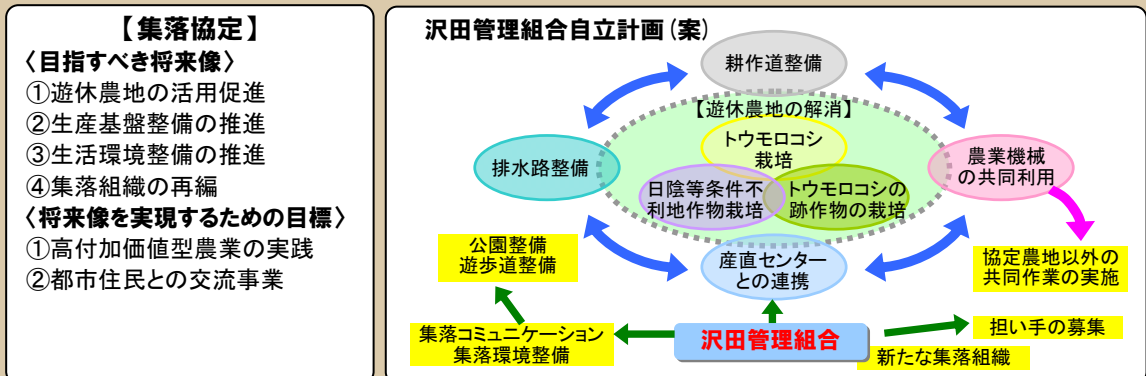
- ・副業的農家が多く、農地の遊休化が発生しても、個人の力では回復できない状況であった。
- ・集落の農地を一つの農場として捉え、集落で管理、経営するしくみをつくる必要があった。

3.取り組みの特徴

●都市住民との交流を目標とした集落協定・活性化計画

- ・遊休農地の解消のため、中山間地域等直接支払制度を契機として、今後5年間の目標と活動内容について定めた協定を結び、沢田管理組合を立ち上げた。
- ・集落協定に基づき、組合が共同で遊休農地の刈り払い、耕起を行い、トウモロコシの栽培と収穫を実施した。
- ・収穫したトウモロコシは、道の駅「もくもくランド」で消費者に直接販売している。
- ・地域農業や集落の将来像を考え、集落活性化計画書「沢田集落自立への道しるべ」を策定した。
- ・農地の活用だけでなく、道路・排水路等の生活基盤の整備や若年から高齢者まで住みよい生活環境の実現、集落組織の再編を目指している。

沢田管理組合の取り組み概要



資料:集落協定(登米市)、沢田集落自立への道しるべ(宮城県気仙沼地方振興センター志津川支所)

4. 取り組みのプロセス

取り組み内容

ステップ1

● **集落内で遊休農地に対して問題意識をもち、話し合いを行っていた。**

- ・個別経営では将来にわたり営農を続けることが困難と感じていた。
- ・遊休農地や耕作放棄地が増加してきたことから話し合いを始めていた。

ステップ2

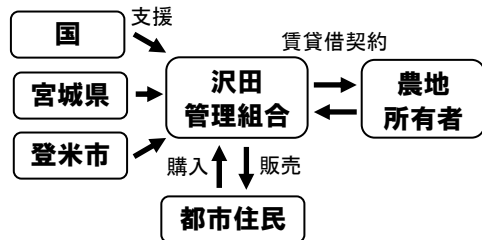
● **中山間地域等直接支払制度の活用を契機に、集落の自立に向けた検討が行われた。**

- ・宮城県と登米市(旧津山町)が沢田集落に中山間地域等直接支払制度を紹介。
- ・沢田管理組合を設立し、集落協定を締結し、共同で農業生産活動として取り組むこととした。

ステップ3

● **補助金を活用し、集落が共同で遊休農地を復旧させ、トウモロコシを作付けし、生産から販売までのサイクルを定着させた。**

- ・宮城県がモデル集落として選定し、集落の活性化計画の策定や推進組織の指導・育成を実施。
- ・個人所有者による農地法面の刈り払い作業や共同作業による農道・水路等の定期的な維持管理活動などを実施。
- ・遊休農地にトウモロコシを栽培、収穫し、道の駅で消費者へ販売。
- ・トウモロコシ栽培面積を拡大し、さらにカボチャ等の新規作物を栽培。



ステップ4

● **集落の今後の方向性等を定めるマスタープランを策定した。**

- ・交付金に頼らない自立可能な集落の農業経営の確立を目指し集落活性化計画「沢田集落自立への道しるべ」を策定。

● **都市住民との交流を促す体験農園を開設した。**

- ・自然環境を生かして沢田体験農園を開設し、宮城県と連携してサツマイモ収穫体験を実施。

5. これまでの成果、今後の方向性

● **農地の再生と新たな収益の確保**

- ・トウモロコシの作付けにより、就労の場の確保と農業収益の向上につながった。
- ・共同作業を通して、集落のコミュニティが活性化した。

● **高付加価値型農業の実践と都市住民との交流事業促進**

- ・トウモロコシを柱としながら、カボチャ、山菜類等の適地適作品目の試作を行い、遊休農地の効率的作付け体系を構築する。
- ・収穫した作物を直売所等で販売し、集落活動の原資を確保していく。

1.地域の概況

- ①面積:178.00(km²)
- ②人口:6,054(人)
- ③世帯数:2,348(世帯)
- ④年齢構造:年少人口(10.1%)、生産年齢人口(53.4%)、高齢人口(36.5%)
- ⑤就業構造:1次産業(8.3%)、2次産業(33%)、3次産業(58.7%)
- ⑥主な地域資源:十和田湖、明治百年通り、アカシアまつり
- ⑦都市計画:
 - ・小坂都市計画区域(1,186ha) ※非線引き・用途地域(190.4ha)



資料:平成22年国勢調査、平成19年都市計画年報
(不詳割合を記載していないため100%とならない場合がある)

2.地域の課題(取り組みの背景)

●失われた緑の回復

- ・小坂町は十和田湖に面し、山林が7割以上を占める自然豊かな地域である。
- ・明治期以降鉱山の町として歩んできたが、鉱山の煙害により山々の木々が枯れ果てたため、環境回復に向けての努力が行われてきた。
- ・「世界鉱山サミット(H9)」が開催され、「小坂宣言」の中で循環型社会の構築が宣言された。

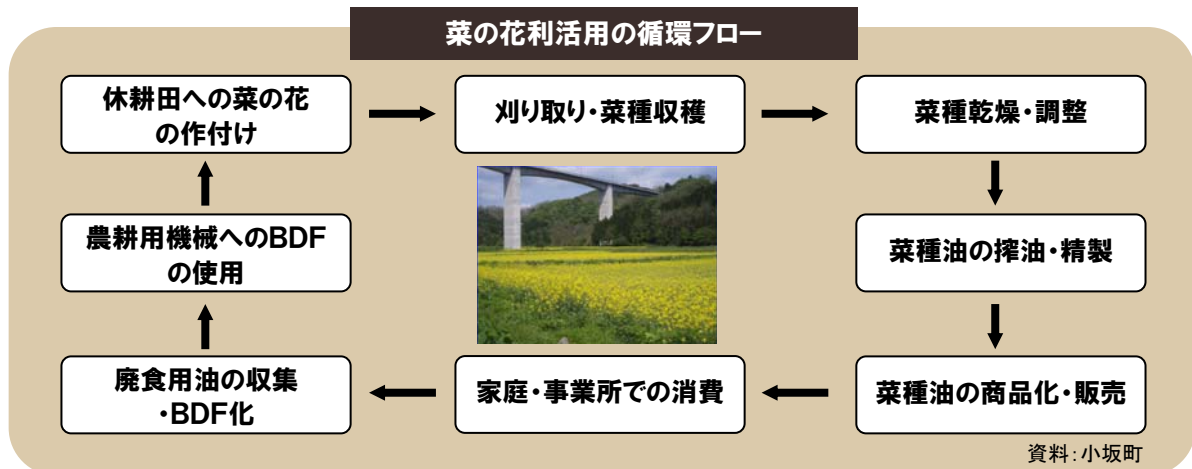
●休耕田の有効活用

- ・454haの水田のうち、147haが転作※であり、このうち84haが調整水田※や自己保全や牧草作付など実質未活用の状態であったため、有効活用に向けて検討する必要がある。

3.取り組みの特徴

●農業振興と資源循環サイクルを実現する菜の花プロジェクト

- ・「小坂町バイオスタウン構想」を策定し、エネルギーの地域内循環、自己完結型のバイオマス※の利活用を目標に掲げている。
- ・休耕田に菜の花を作付け、菜種油の特産化を図り、新たな収入を確保している。
- ・消費された菜種油を含む廃食用油の回収によりBDF※という新しいエネルギーを製造し、農耕用機械に使用し、菜の花の作付け等を行うことを目標としている。



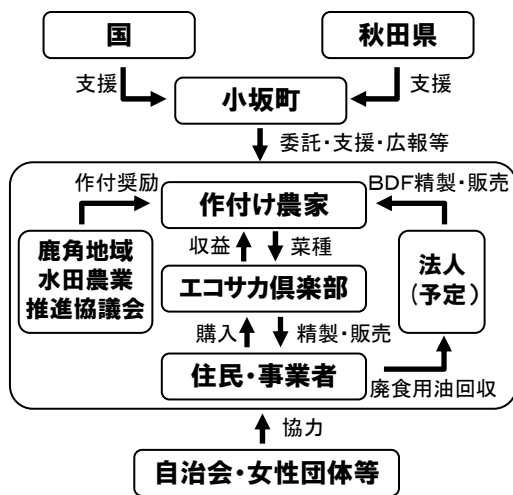
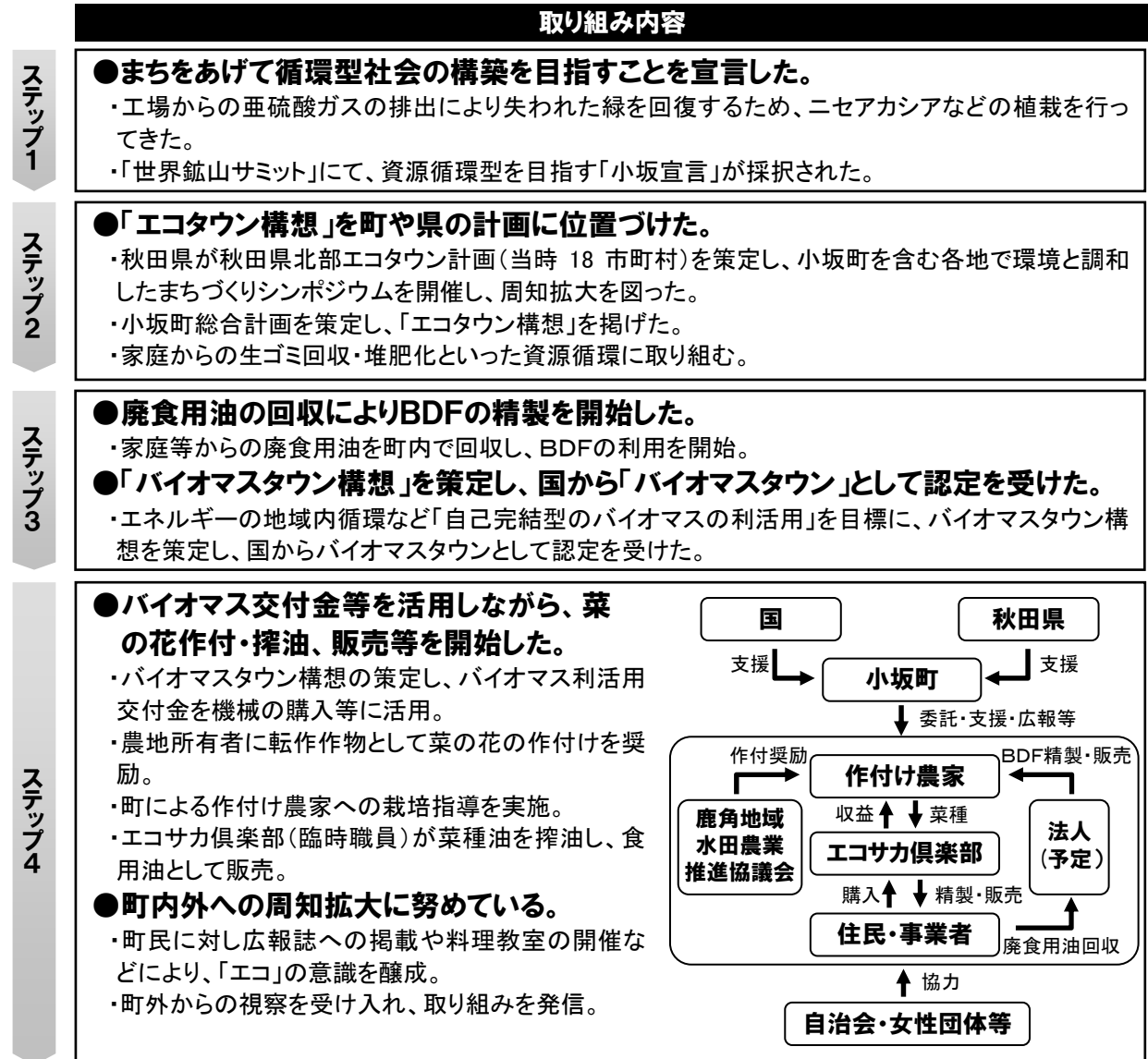
※バイオマス・・・再生可能な生物由来のエネルギー資源。木くず、もみがら、家畜排せつ物、生ゴミ、菜種など

※BDF(Bio Diesel Fuel)・・・菜種油・ひまわり油・大豆油・コーン油などの生物由来の油や、各種廃食用油から作られる軽油代替燃料

※転作・・・稲作を行っていた水田において、麦、豆、野菜、飼料作物、園芸作物等の他の農産物を生産する

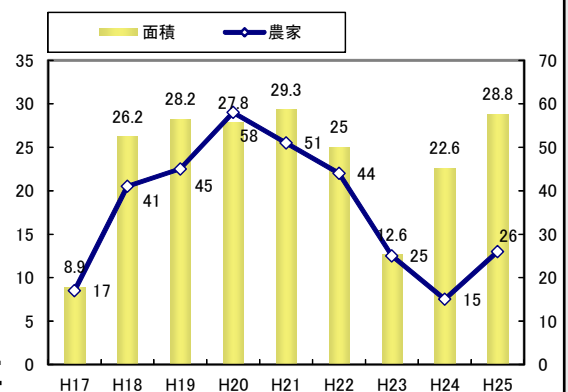
※調整水田・・・米の生産調整のため、水田に水を張ることにより常に水稻の生産力が維持される状態に管理するが耕作をしないこととした水田

4. 取り組みのプロセス



5. これまでの成果、今後の方向性

- 菜の花の作付け推進による地域活性化**
- 転作田への菜の花作付け面積・人数は平成 22 年に国の交付金が戸別所得補償制度に転換してから減少するが、平成 24 年からは1戸当たりの作付け面積が増加している。また畑地へ作付けする生産者も増加してきた。
 - 景観作物^{*}への転作が進んだことにより、農家の所得向上につながっている。
 - 特産品販売の拡大や体験交流の促進など観光振興につなげていくことが必要である。
- 廃食用油、BDF等の安定的確保による経済的成立**
- 食の安全に配慮して生産しているが、採算上、一般の食用油より価格が高くなってしまふ。
 - 廃食用油が町の回収分だけでは量が少ない。
 - 菜の花プロジェクトの一連が経済的に成立するように取り組んでいくことが必要である。



菜の花の作付け農家と面積の推移

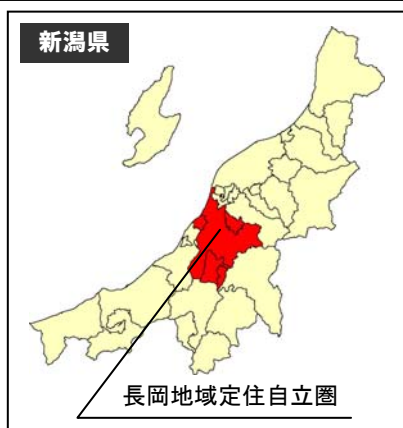
資料:小坂町

※景観作物・・・ヒマワリ、コスモス、菜の花、レンゲなど

1. 地域概要

- ① 構成市町：長岡市、小千谷市、見附市、出雲崎町（3市1町）
- ② 面積：1,168.37(km²)
- ③ 人口：368,043(人)
- ④ 世帯数：125,801(世帯)
- ⑤ 年齢構造：年少人口(13.1%)、生産年齢人口(60.9%)、高齢人口(26.0%)
- ⑥ 就業構造：1次産業(4.8%)、2次産業(32.7%)、3次産業(60.8%)

資料：平成 22 年国勢調査
(不詳割合を記載していないため 100%とまらない場合がある)



2. 地域の課題(取り組みの背景)

●住民ニーズの多様化への対応

- ・広域的な整備の推進により、圏域住民の生活領域が一層拡大することが予想されていた。
- ・単独市町村では多様化する住民ニーズに対応することが難しくなってきた。
- ・長岡地域を一つの生活圏として、都市機能を維持、向上させていくことが必要であった。

3. 取り組みの特徴

●長岡圏域の各市町の公共施設(運動施設、集会・文化施設)、図書館の利用制限の撤廃等

- ・公共施設(運動施設、集会・文化施設)の利用において、当該市町の住民と他の市町の住民との間に利用者制限や利用料金格差があった。
- ・長岡圏域の市町住民が圏域内の公共施設を相互に利用できるように、利用者制限の撤廃、利用料金格差の是正を行った。

※利用条件や利用料金などは、公共施設によって異なるものである。

- ・図書館についても、当該市町住民だけでなく、長岡圏域の市町住民への貸出しを認めている。

相互利用の対象施設

	長岡市	小千谷市	見附市	出雲崎町
運動施設	42 施設	6施設	9施設	6施設
集会・文化施設	7施設	3施設	1施設	-
図書館	9施設	1施設	1施設	1施設

4. 取り組みのステップ

取り組み内容

ステップ1

●**広域行政組合内に、公共施設(運動施設、集会・文化施設)の相互利用と図書館の広域利用に向けた検討組織を設置した。**

- ・市町の職員による「長岡地域広域行政研究会」を設置し、「公共施設相互利用推進部会」と「図書館相互利用推進部会」を立ち上げた。

ステップ2

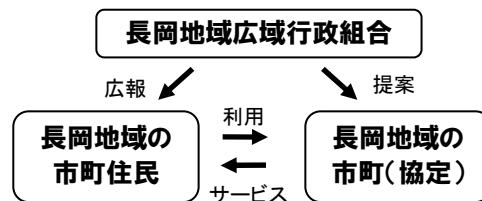
●**公共施設の相互利用、図書館の広域利用に向けた今後の進め方を取りまとめた。**

- ・各部会において、長岡地域の各市町の公共施設および図書館の利用に関する現状を把握し、公共施設の相互利用、図書館の広域利用に向けた課題や対策について検討し、報告書として取りまとめた。

ステップ3

●**長岡地域の市町で協定を結び、各市町の施設の利用制限の撤廃等を行った。**

- ・長岡地域の市町が公共施設の相互利用、図書館の広域利用について協定を結んだ。
- ・各市町で公共施設の条例を改正し、利用者制限の撤廃と利用料金格差の是正を行った。
- ・各市町で図書館の運営規則等を改正し、貸出しの対象者を長岡地域市町住民に拡大した。



●**長岡地域の市町住民への周知を行った。**

- ・長岡地域の各施設の概要を記載した「長岡地域公共施設相互利用ガイドブック」を作成し、周知を図った。

ステップ4

●**長岡地域定住自立圏の事業に引き継いだ。**

- ・広域行政組合の解散に伴い、新たに長岡地域定住自立圏の取組として公共施設相互利用について協定を結んだ。

ステップ5

●**対象施設を随時更新している。**

- ・公共施設や図書館の新設、廃止等の異動にあわせて対象施設を随時更新している。

5. これまでの成果、今後の方向性

●長岡圏域における芸術文化活動及びスポーツ活動等の発展に寄与

- ・利用可能な施設が増えることで、新たな費用負担が発生することなく長岡圏域の住民の多様化するニーズに応じることができ、住民の芸術文化活動及びスポーツ活動等の発展に寄与することができた。

●長岡圏域における公共施設、図書館の相互利用の推進

- ・引き続き、長岡圏域の公共施設(運動施設、集会・文化施設)、図書館の相互利用が進むよう、各施設に必要な環境整備の充実を図っていく。

1.市町村概要

- ①面積：908.32(k㎡)
- ②人口：101,438(人)
- ③世帯数：33,774(世帯)
- ④年齢構造：年少人口(12.6%)、生産年齢人口(58.8%)、高齢人口(28.5%)
- ⑤就業構造：1次産業(13.1%)、2次産業(25.9%)、3次産業(58.6%)
- ⑥主な地域資源：花巻温泉郷、早池峰山、花巻空港
- ⑦都市計画：
 - ・花巻都市計画区域(32,384ha) ※非線引き 用途地域(2217.0ha)



資料：平成 22 年国勢調査、平成 24 年都市計画年報
(不詳割合を記載していないため 100%とまらない場合がある)

2.地域の課題(取り組みの背景)

●県立病院の統合整備

- ・花巻市と北上市に立地する県立病院は狭く、老朽化していた。
- ・両病院で医療スタッフが不足するなど、現診療体制では救急医療等への迅速な対応が困難であった。
- ・岩手中部保健医療圏として高度特殊医療等の機能を充実させることが課題であった。
- ・高度かつ総合的な医療機能を確保するため、診療機能及び医療スタッフの集約を図る統合整備に向けた検討が平成 13 年から進められ、北上市に新病院として建設されることが決定した。
- ・平成 21 年 4 月より新病院が北上市で開院を迎える。

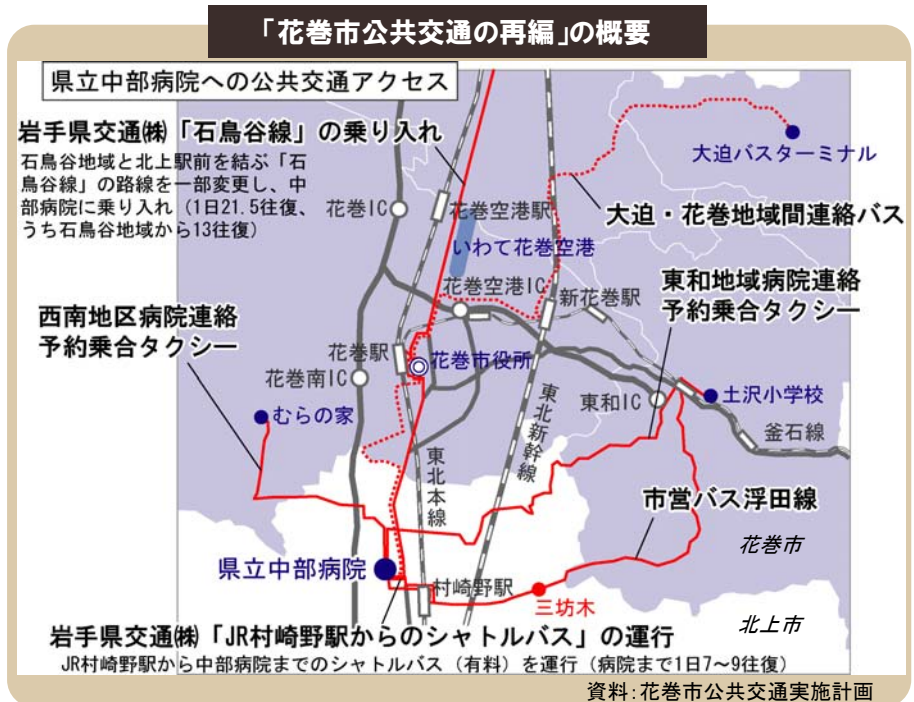
●隣接市(北上市)に立地する県立病院への交通手段の確保

- ・新病院は北上市に立地するため、花巻市から新病院への交通手段を確保することが必要であった。

3.取り組みの特徴

●統合整備により市外に移転した県立病院への交通手段の確保に向けた公共交通の再編

- ・花巻市と北上市の両市に立地していた県立病院が、北上市へ統合整備されることを受けて、花巻市では新病院への交通手段の確保に向けて検討を実施した。
- ・民営バス路線乗入のほか、市営及び民営委託バス路線を北上市まで延伸するとともに、遠隔地や乗り換え不便地域に病院連絡乗合タクシーを導入することとした。
- ・試験運行するにあたり、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(以下、地域公共交通活性化・再生法)」の地域公共交通活性化・再生総合事業費補助金を活用することとした。



4. 取り組みのプロセス

取り組み内容

ステップ1

●公共交通計画の策定を総合計画に位置づけた。

- ・合併後(H18.1)策定した花巻市総合計画の基本計画に「公共交通計画策定事業」を主要事業として位置づけた。

ステップ2

●地域公共交通活性化・再生法に基づく「花巻市公共交通基本計画」を策定した。

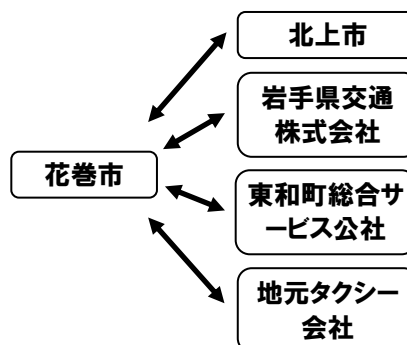
- ・合併特例債を活用し、「公共交通基本計画」の策定に向けた検討を開始。
- ・地域公共交通活性化・再生法の施行(H19.10)に伴い、法定計画としての認定を目指した。
- ・法定協議会を立ち上げ、花巻市公共交通総合連携計画として策定し、国から認定を受けた。

ステップ3

●「花巻市公共交通実施計画」を策定するにあたって、北上市等と協議・調整を行った。

- ・北上市で開業する新病院への交通手段を確保するため、市町村を跨ぐバス路線を北上市と協議・調整を実施。
- ・両市のバス路線経路や運行日などを見直し、市営・民営バスの効率的な運行を検討。
- ・遠隔地や乗り継ぎが不便な地域に対しては、地元タクシー会社への委託による、定時定路線型の予約乗合タクシーを確保した。
- ・地域公共交通活性化・再生事業の補助金を活用し、試験運行を開始。

協議・調整(交通事業者間)



ステップ4

●試験運行後、評価を行い、本格運行に移行していく。

- ・利用者数の状況や利用意向などを把握し、多様な視点から試験運行を評価し、改善を図り、本格運行に移行していくこととした。

5. これまでの成果、今後の方向性

市営バスの延伸と定時定路線型の予約乗合タクシーについては、利用者数の伸び悩みから廃止となったが、民営バスおよび民営委託バスについては一定の利用実績があることから、今後も更なる利用の促進に努め路線の維持を図っていく。

町の中心部を循環する「五戸ちんちんバス」

1.市町村概要

- ①面積:177.82(km²)
- ②人口:18,712(人)
- ③世帯数:6,177(世帯)
- ④年齢構造:年少人口(10.7%)、生産年齢人口(58.9%)、高齢人口(30.4%)
- ⑤就業構造:1次産業(22.7%)、2次産業(26.9%)、3次産業(50.2%)
- ⑥主な地域資源:馬肉、五戸まつり、坂のまち
- ⑦都市計画:
 - ・五戸都市計画区域(8,220ha) ※非線引き 用途地域(325.7ha)

資料:平成22年国勢調査、平成19年都市計画年報
(不詳割合を記載していないため100%とならない場合がある)

青森県



五戸町

2.地域の課題(取り組みの背景)

●通院手段に困る患者への対応

- ・中心部にある医院まで自家用車やタクシーを利用して通院している患者が多い。
- ・診察後、商店街で買物して帰る人が多くみられた。
- ・路線バスの本数の減少や車を運転しない高齢者の増加などにより、通院に困る患者が増加していたことから、交通手段を確保していくことが必要であった。

3.取り組みの特徴

●無料コミュニティバスの地域自主運営

- ・通院や買物の交通利便性を確保するため、地域として「五戸循環バス運営委員会」を立ち上げ、南部バス株式会社への委託により中心部の循環バスを運行している。
- ・委託費用は地域の会員が負担し合うことで賅っている。
- ・通院患者だけでなく誰もが利用可能で、運賃は無料。
- ・経費を抑えるため、車両はスクールバスで使用しているマイクロバスを利用している。
- ・運行時間はスクールバスが運行していない9~13時で、1日4便(平日のみ)運行している。

●医院や商店などを循環

- ・会員である個人医院や薬局、商店などを循環しており、1循環7.3kmで所要時間は38分。
- ・停留所を設けているが、安全に乗り降りできる場所であればどこでも乗降できる。
- ・名前の由来となっている鐘の音を流しながら運行し、利用者にバスが近づいてきていることがわかるようにしている。

「五戸ちんちんバス」の運営概要

五戸循環バス運営委員会

- ① 正会員(年会費12万円)・・・医院、薬局
- ② 準会員(年会費1万円)・・・上大町商店会、五戸金融団、五戸ロータリークラブ、文房具店
- ③ サポーター会員(一口1000円以上の寄付)・・・町内の商店など

運営



五戸ちんちんバス

資料:南部バス株式会社

4. 取り組みのプロセス

取り組み内容

ステップ1

● 地元医院が患者の通院手段が不足していることに問題意識を持ち、商店街等に新たなバスの運行を提案した。

- ・過疎化により路線バスの運行本数が減少し、車を運転しない患者は通院手段に困っていた。
- ・地元医院の院長が患者の利便性の確保と商店街の活性化を目的に、町内開業医と五戸町商工会の共同によるバス運行を企画提案。

ステップ2

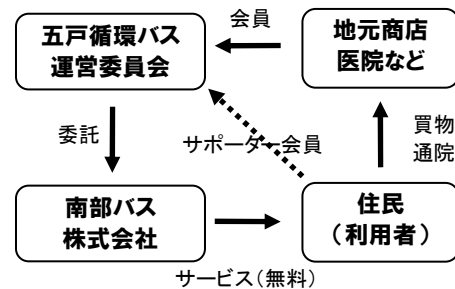
● 住民が主体となって事業運営・運行計画の立案に取り組み、バス事業者がアドバイスするというパートナーシップを構築した。

- ・町(行政)に頼らずに、地元住民や事業者で実施していくための手法を検討。
- ・新聞、テレビなどのメディアを活用し、住民等への広報を実施。
- ・南部バス株式会社が専門家としてアドバイスした。

ステップ3

● 運行経費を抑える工夫と地域で協力して資金を拠出することにより、効率的かつ利便性の高いバスを運行させた。

- ・「五戸循環バス運営委員会」を設立し、南部バス株式会社との貸切バス契約により運行開始。(運賃無料)
- ・委託経費を集めるため、サポーター会員制度(寄付金制度)を設け、地域でバスを支える意識が芽生えた。
- ・運行経費を抑制するため、スクールバスの空き時間(9~13時)限定で運行。



ステップ4

● バス利用者の待合スペースの確保とバス運行範囲の拡大を実施した。

- ・停留所となっている施設の一部で、待合スペースを提供している。
- ・バス停までの距離が遠く、坂道の多い地区へ運行範囲を拡大した。

5. これまでの成果、今後の方向性

● 五戸ちんちんバスの利用者の増加

- ・運行当初は、1便あたりの利用が6人程度であった。
- ・交通空白地帯であった川原町地区へ延伸したところ、11人まで増加した。
- ・テレビで紹介されたことで認知度が向上し、H19以降は12~15名程度

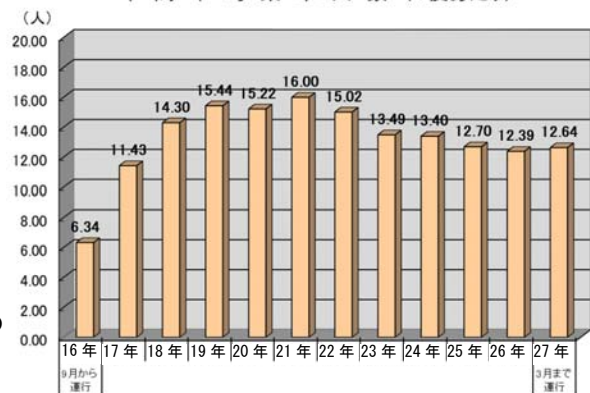
● 五戸ちんちんバスの運行の終了

- ・社会経済状況の変化や住民意識の変化にともない、乗車人員の減少がみられるようになり、運行経費等の増加や一部会員の脱退、サポーターの減少等が変化したことに加え、町の公共交通の見直しにより地域を網羅したコミュニティバスの運行開始等があり、当初の目的である“町民の足の利便性確保”について達成できたことから、五戸ちんちんバスはH27.3をもって終了。

● 多様な主体との連携強化とサポーターの確保

- ・五戸町(行政)や公立病院を巻き込んで、展開していくことが必要。
- ・広域の路線バスとの連携により乗り換えを円滑化するなど、利便性を高めていくことが必要。
- ・「五戸ちんちんバス」をまち全体で支えていく意識を高め、サポーターを増やしていくことが必要。

年間平均乗車人数(1便あたり)



資料: 南部バス株式会社

1.地域の概況

- ①面積:554.67(km²)
- ②人口:52,356(人)
- ③世帯数:16,983(世帯)
- ④年齢構造:年少人口(12.6%)、生産年齢人口(55.9%)、高齢人口(31.5%)
- ⑤就業構造:1次産業(14.3%)、2次産業(29.9%)、3次産業(52.8%)
- ⑥主な地域資源:喜多方ラーメン、蔵、飯豊連峰
- ⑦都市計画:
 - ・喜多方都市計画区域(8,567ha) ※非線引き 用途地域(808.1ha)

資料:平成 22 年国勢調査、都市計画は平成 26 年末時点
(不詳割合を記載していないため 100%とならない場合がある)



2.地域の課題(取り組みの背景)

●米価の下落等による農業粗生産額の減少

- ・喜多方市は盆地特有の高温で多湿な気候なため水稻栽培に適している。
- ・米価の下落等により農業粗生産額が落ち込んだ。

●農業の担い手の高齢化

- ・農業の担い手の高齢化が進むとともに、農家数の減少など、担い手不足が各地域で深刻化している。

●遊休農地の解消

- ・農地の荒廃が進み、市全体の遊休農地は 134ha(平成 12 年)となり、5 年間で 2.3 倍にまでに増加したため、地域内の担い手だけでなく、地域外を含めた多様な主体と連携して遊休農地を解消していくことが必要であった。

3.取り組みの特徴

●農業生産法人以外の企業による農業参入と市民農園の開設

- ・これまで農業経営を行うために農地を買ったり、借りたりすることができる法人は農業生産法人に限られていたが、H15.8 に構造改革特区「喜多方市アグリ特区」の導入により地元企業による農業参入が行われた。
- ・遊休農地を有効活用するため、市が地権者より借地し、耕作または市民農園を開設する企業に賃貸。
- ・企業参入による地域農業への影響を懸念する農家の不安を解消するため、市が参入法人の選定、地権者との調整を実施。

「喜多方市アグリ特区」の概要

◆特区の範囲

- ・喜多方市全域

◆特定事業

- ・農業生産法人以外の法人による農業経営参入
- ・市民農園の開設主体の拡大

◆実施主体

- ・株式会社

◆実施概要

- ・タラの芽、ソバの作付け及び緑化木、市民農園



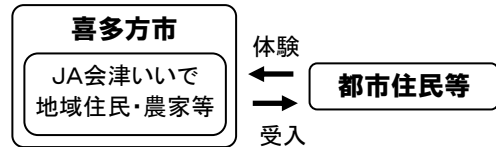
資料:喜多方市

4. 取り組みのプロセス

取り組み内容

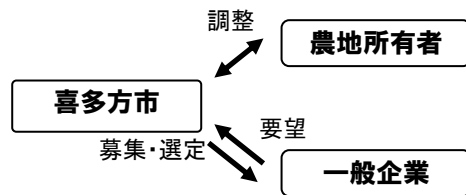
ステップ1

- **農業・農村の課題を認識し、多様な主体による農地の利用が行われていた。**
 - ・農業・農村の活性化を図るため、市政の重点施策としてグリーンツーリズム事業を展開。



ステップ2

- **一般企業の農業参入による地域農業への影響を懸念する農家等の不安を解消するため、市が調整役となって進めた。**
 - ・農業関係者以外の法人による農業参入に向けて、市が参入法人の選定、地権者との調整を実施。



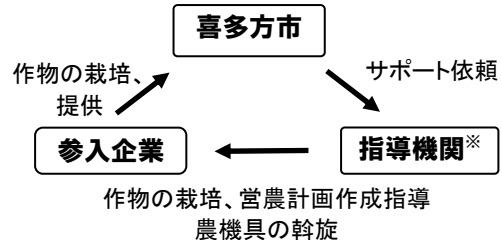
ステップ3

- **一般企業に対する農業参入に関する説明会の開催、その他広報などを行った。**
 - ・参入を推進すべく、市内企業を対象とした説明会の開催、市外企業へのPRを実施。
 - ・構造改革特区「喜多方市アグリ特区」の導入により、特定法人(市内企業)による農業参入、市民農園の開設が実現。

ステップ4

- **参入企業に対する関連団体からの指導、サポートなどを行った。**

- ・新規参入法人に対して作物の栽培技術や必要な農機具の斡旋などのサポートを実施。
 - ・県および市により、参入企業の初期投資※に対して助成を行っている。
- ※参入企業が耕作を予定している遊休農地の再整備や保全用の機械購入、遊休農地を活用した作物の栽培や市民農園活動等



※指導機関…
農業委員会、県農業普及所、農林漁業金融公庫、農協、土地改良区等

5. これまでの成果、今後の方向性

● 法改正により全国適用へ

- ・H17.9 農業経営基盤強化促進法の改正により、特区に限ることなく、法人の農業参入が全国展開された。

● 企業参入による地域農業への波及効果

- ・企業のコスト感覚やマーケティングの視点などが地域農業にいい刺激を与えたことから、これまで遊休化していた農地を自ら再整備し、ソバなどの栽培を開始した農家もみられる。

● 市外企業の参入

- ・平成 20 年度から市外の農業生産法人が、喜多方市の遊休農地を活用してタラの芽の生産を開始するなど、人・物・金などの環流につながった。

● 取組みが一般的に普及

- ・アグリ特区地区などの取組みもあり、平成 21 年の農地法改正が行われ、一般法人の賃借での参入規制が緩和されるなど、取組み内容と類似する手法が一般的に普及してきた。

参考編

関連する法制度の一覧

法令名	都市再生特別措置法（平成 26 年 8 月改正）
概要	<p>我が国の都市における今後のまちづくりは、人口の急激な減少と高齢化を背景として、高齢者や子育て世代にとって、安心できる健康で快適な生活環境を実現すること、財政面及び経済面において持続可能な都市経営を可能とすることが大きな課題です。こうした中、医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が公共交通によりこれらの生活利便施設等にアクセスできるなど、福祉や交通なども含めて都市全体の構造を見直し、『コンパクトシティ・プラス・ネットワーク』の考えを進めていくことが重要です。</p> <p>都市再生特別措置法は、こうした背景を踏まえ、行政と住民や民間事業者が一体となって、コンパクトなまちづくりに取り組んでいただくため、改正されました。</p> <p>【参考 URL】</p> <p>都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画制度 http://www.mlit.go.jp/en/toshi/city_plan/compactcity_network.html</p>
担当部署	国土交通省東北地方整備局建政部都市・住宅整備課 TEL：022-225-2016

法令名	地域公共交通活性化法（平成 26 年 11 月改正）
概要	<p>人口減少、少子高齢化が加速度的に進展することにより、公共交通事業をとりまく環境が年々厳しさを増している中、特に地方部においては、公共交通機関の輸送人員の減少により、公共交通ネットワークの縮小やサービス水準の一層の低下が懸念されております。その一方で、人口減少社会において地域の活力を維持、強化するためには、コンパクトなまちづくりと連携して、「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の考えのもと、地域公共交通ネットワークを確保することが重要です。</p> <p>地域の総合行政を担う地方公共団体を中心として、関係者の合意の下に、持続可能な地域公共交通ネットワークの再構築を図るため、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律が平成 26 年 5 月 21 日に公布され、同年 11 月 20 日に施行されました。</p> <p>【参考 URL】</p> <p>地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律等の施行について http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000055.html</p>
担当部署	国土交通省東北運輸局企画観光部交通企画課 TEL：022-791-7507

法令名	中心市街地活性化法（平成 26 年 7 月改正）
概要	<p>中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するため、中心市街地活性化の推進に関する法律（平成 10 年 6 月 30 日法律第 92 号）に基づき、市町村が策定した中心市街地活性化基本計画を内閣総理大臣が認定を行う制度。</p> <p>【参考 URL】 内閣府地方創生推進室 中心市街地活性化 http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/chukatu/index.html</p>
担当部署	<p>国土交通省東北地方整備局建政部 TEL：022-225-2171</p> <p>【総合窓口】計画建設産業課（内線 6136）</p> <p>【事業窓口】都市・住宅整備課（内線 6165）</p>

法令名	空き家対策特別措置法（平成 26 年 11 月参議院可決）
概要	<p>適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進しようとするもの。</p> <p>【参考 URL】 参議院議案情報 http://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/gian/187/meisai/m18705187011.htm</p>
担当部署	

法令名	「小さな拠点」づくり
概要	<p>国土交通省では、人口減少が進みつつある過疎地域等において、将来に向けた持続可能な集落づくりを図るため、商店・診療所等の日常生活に不可欠な施設・機能や地域活動を行う場を、歩いて動ける範囲に集め、周辺集落とコミュニティバス等の公共交通機関で繋いだ「小さな拠点」の形成を推進しております。</p> <p>【参考 URL】 「小さな拠点」づくり（過疎地域等の集落に関する調査・研究会等） http://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudokeikaku_tk3_000010.html</p>
担当部署	<p>国土交通省国土政策局総合計画課地域・移転班</p> <p>TEL：03-5253-8111（内線 29318, 29315），03-5253-8365（直通）</p> <p>FAX：03-5253-1570</p>

東北発コンパクトシティ検討委員会

委員名簿

(敬称略)

委員長	弘前大学 教育学部 副学部長 大学院 地域社会研究科 教授 (兼任)	北原 啓司
委員	福島大学 共生システム理工学類 教授 岩手大学 理事・副学長 農林水産省東北農政局 企画調整室 調整官 経済産業省東北経済産業局 総務企画部 総務課 企画室長 国土交通省東北運輸局 企画観光部 交通企画課長 青森県 県土整備部 都市計画課長 岩手県 県土整備部 都市計画課長 宮城県 土木部 都市計画課長 秋田県 建設交通部 都市計画課長 山形県 土木部 都市計画課長 福島県 土木部 都市総室 都市計画課長 新潟県 土木部 都市局 都市政策課長 国土交通省東北地方整備局 企画部 広域計画課長 国土交通省東北地方整備局 建政部 都市・住宅整備課長	鈴木 浩 玉 真之介 中島 一平 渡邊 善夫 日下 雄介 今 裕嗣 佐藤 明夫 遠藤 信哉 村木 幹夫 堀 寛 重野 龍勇 田宮 強志 北村 章 堂蘭 洋昭

平成21年3月時点

東北発コンパクトシティのすすめ

お問い合わせ先
国土交通省 東北地方整備局 企画部 広域計画課
〒980-8602
仙台市青葉区二日町9番15号
TEL 022-225-2171
FAX 022-225-2542